

第6次愛川町総合計画

ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川

神奈川県愛川町

計画期間：令和5年度～令和16年度

愛川町民憲章

わたくしたちは、美しい自然に恵まれ、こころゆたかな
“ふるさと愛川”の町民であることを誇りとし、
みんなのしあわせとまちの発展に願いをこめて、
ここに町民憲章を定めます。

- 一 水とみどりを愛し、住みよい環境をつくりましょう。
- 一 健康で楽しく働き、明るい家庭をきずきましょう。
- 一 たがいに仲よく助けあい、愛の輪をひろげましょう。
- 一 ものと時間を大切にし、きまりや約束をまもりましょう。
- 一 学びあい、教養を深め、文化の高いまちにしましょう。

(昭和56年5月10日制定)



町民みなスポーツの町宣言

わたくしたち愛川町民は、一人ひとりが生涯をとおりスポーツに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくとともに、スポーツを通じて町民の交流を深め、活力ある明るい豊かな愛川町を築くことを誓い、次の目標をかかげて、ここに「町民みなスポーツの町」を宣言します。

- 1 わたくしたちは、生涯をとおりスポーツに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくります。
- 1 わたくしたちは、スポーツを毎日のくらしの中にとり入れ、明るい家庭を築きます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおしてたがいに交流し、友情の輪を広げます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおして規律ある生活態度を身につけ、活力ある町づくりを進めます。
- 1 わたくしたちは、スポーツをとおして人間愛を育て広く世界の人びとと手をつなぎます。

(平成元年4月8日制定)

愛川平和の町宣言

私たちの郷土「愛川」は、水と緑に恵まれ、まちにはうるおいと活力がみなぎっています。

そして、町民一人ひとりが希望と誇りをもって豊かな社会を築き、次世代に引き継ぐことを念願し、新しいまちづくりに協力しています。

しかし、地球上では核兵器の拡散をはじめ、地域紛争や環境破壊、飢餓・貧困、人権侵害などの問題が起きています。

平和な国際社会実現のためには、「地球的に考え、地域から行動する」という認識に立ち、人と人とが尊重し合い、共感し、協力していくことが強く求められています。

私たちは、国・民族・人種・信条・性別などを越えた地球市民として、核兵器の廃絶はもちろん、人類共通の多くの課題が解決され真の恒久平和が確立されることを願い、ここに平和都市を宣言します。

(平成7年8月15日制定)

「応急手当普及推進の町 愛川」宣言

わたくしたち愛川町民は、人の命の尊さを胸に、誰もがとっさの
手当のできる力を身に付けることをとおして、安心感あふれる
町づくりを進めるために、次の目標をかかげ、ここに「応急手当
普及推進の町 愛川」を宣言します。

- 1 「私もわが家の救急隊員」を合言葉に、応急手当の普及に
つとめます。
- 1 応急手当のできる人が、どこの家にも必ずいるような環境
づくりをめざします。
- 1 「ひとを救うのは人」 かけがえのない命を守るために、
進んで手をさしのべます。
- 1 応急手当の知識、技術を、日常生活での事故防止に役立て
ます。
- 1 応急手当の普及を進めることにより、温かな連帯と安心の
輪を広げます。

(平成 13 年 5 月 16 日制定)

愛川健康のまち宣言

健康は、みんなの願いであり、幸せの源です。

町民みんなが手を携えて、積極的に健康づくりを実践し、共に
生きる喜びを分かち合いながら、心豊かな明るい愛川を築くため、
ここに「健康のまち」を宣言します。

- 1 「自らの健康は自らが守る」の意識を高め、健康管理に努
めます。
- 1 恵まれた自然とふれあいながら、健康運動を楽しみ、元気
な心と体をつくります。
- 1 休養を上手にとり、心穏やかな毎日を楽しみます。
- 1 栄養バランスのとれた食生活を続けます。
- 1 家庭、地域で支え合い、健康づくりの輪を広げます。

(平成 28 年 7 月 3 日制定)

Contents

序論

第 1 章 計画の概要	2
第 1 節 計画策定の趣旨	2
第 2 節 計画の性格	3
第 3 節 計画の構成と期間	3
第 4 節 愛川町の概要	4
第 2 章 愛川町を取り巻く動向と課題	7
第 1 節 社会・経済動向への対応	7
第 2 節 人口推移の現状	11
第 3 節 住民の意識	14

基本構想

第 1 章 愛川町の将来像	22
第 2 章 将来人口	24
第 3 章 土地利用構想	25
第 4 章 目標実現のための施策大綱	27
第 5 章 基本構想の実現に向けて	28

前期基本計画

前期基本計画の概要	32
-----------	----

前期基本計画の施策体系	36
-------------	----

第1部 自然と人が共生したまちづくり

第1章 環境	40
--------	----

第1節 自然環境との共生	40
--------------	----

第2節 生活環境の向上	42
-------------	----

第3節 廃棄物対策と地球温暖化対策の推進	44
----------------------	----

第2章 土地利用	46
----------	----

第1節 地域特性に応じた都市計画の推進	46
---------------------	----

第2節 “みどり”あふれる景観の形成	48
--------------------	----

第3章 都市機能	50
----------	----

第1節 道路交通環境の整備	50
---------------	----

第2節 都市施設の整備	52
-------------	----

第2部 安全で安心して暮らせるまちづくり

第1章 防災	56
--------	----

第1節 災害対策	56
----------	----

第2節 消防・救急体制の充実	58
----------------	----

第2章 安全対策	60
----------	----

第1節 交通安全と防犯対策	60
---------------	----

第2節 地域医療の充実	62
-------------	----

第3節 感染症対策	64
-----------	----

第3部 健康でゆとりとふれあいのまちづくり

第1章 福祉	68
第1節 高齢者福祉の充実.....	68
第2節 障がい（児）者福祉の充実.....	70
第3節 セーフティネット形成.....	72
第2章 健康づくり	74
第1節 健康づくりの推進.....	74
第3章 子育て	76
第1節 子育て環境の充実.....	76

第4部 豊かな人間性を育む文化のまちづくり

第1章 学校教育	80
第1節 幼児教育の充実.....	80
第2節 時代に求められる学校教育の推進.....	82
第3節 教育負担の軽減.....	84
第2章 生涯学習	86
第1節 生涯学習の推進.....	86
第2節 生涯スポーツの推進.....	88
第3節 歴史・文化・芸術活動の推進.....	90
第3章 人権	92
第1節 ダイバーシティの推進.....	92
第2節 平和思想の普及.....	94

第5部 産業と交流によるにぎわいのまちづくり

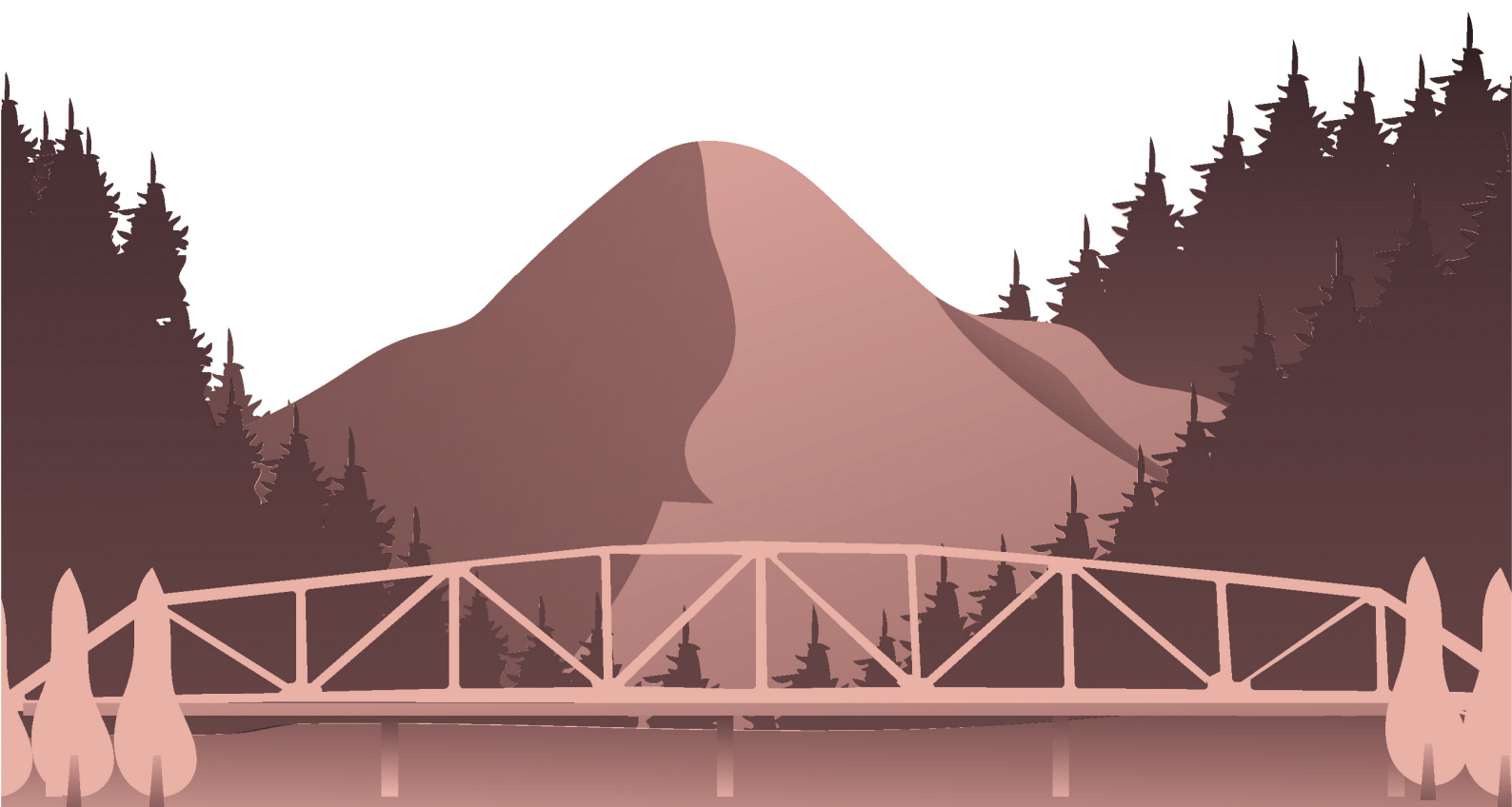
第1章 産業振興	98
第1節 農林業の振興	98
第2節 商工業の振興	100
第2章 観光振興	102
第1節 観光交流の促進	102
第3章 勤労者福祉	104
第1節 雇用・労働者対策の推進	104

第6部 共に創る持続可能なまちづくり

第1章 共創	108
第1節 地域コミュニティの充実	108
第2節 子どもが主役となる活動と青少年健全育成の推進	110
第3節 住民参加と情報共有の促進	112
第2章 行財政運営	114
第1節 効率的な行政運営の推進	114
第2節 安定的で持続可能な財政運営	116
第3節 多様な主体との連携	118

資料編	121
-----	-----

序論



第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本町は、2011（平成23）年度から2022（令和4）年度までを計画期間とする第5次愛川町総合計画を町政運営の基本方針とし、計画に掲げる将来都市像である「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」の実現に向け、都市基盤や生活環境の整備、保健福祉の充実、教育文化の向上、産業の振興等の具体的施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

この間、人口減少、高齢化の進行や不安定な国際情勢、地球規模の環境問題等々、社会状況は大きく変化し、本町においても、人口は減少傾向が続き、少子高齢化社会への対応はもちろんのこと、近年頻発・激甚化している風水害や切迫性が懸念される大規模地震への備え等、重要かつ喫緊の課題が山積しています。

またSDGs^{※1}を踏まえた持続可能でより良いまちづくりの考え方をはじめ、Society5.0^{※2}におけるAI^{※3}やIoT^{※4}等の先進技術を活用した未来志向の取組みを進めていくことも、この時代におけるまちづくりや地方創生にとって必要不可欠なものとなってきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症により、世界経済に深刻な影響が出ており、我が国の経済も先行きが懸念されるところではありますが、国や県・医療機関等と緊密な連携を図り、効果的な対策を適切に推進していくことはもちろんのこと、「新しい生活様式^{※5}」への適応も踏まえつつ、強靱かつ自律的なまちづくりを行うことも求められています。

このような情勢のもと、多様化・高度化する住民ニーズを的確に把握し、戦略的かつ効果的な施策を住民の皆さんと共に取り組むことにより、住民一人ひとりが町に愛着を持ち、永く住み続けることのできる、活力と魅力あふれるまち愛川の実現のために、まちづくりの指針となる「第6次愛川町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※1 SDGs：「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国際社会が2030年までに達成すべき目標を定めたもの。飢餓や貧困の撲滅、気候変動対策等の17のゴールから成る。

※2 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。

※3 AI：Artificial Intelligence（人工知能）の略称で、人間の知能のように自ら学び改善することができる技術のこと。

※4 IoT：Internet of Things（モノのインターネット）の略称で、モノ（インターネットに接続されるデバイス）をネットワークに繋ぐことで様々な情報をやり取りすることができる技術。

※5 新しい生活様式：手洗い・手指消毒の徹底や三密の回避等、コロナ禍における新たな生活スタイルのこと。

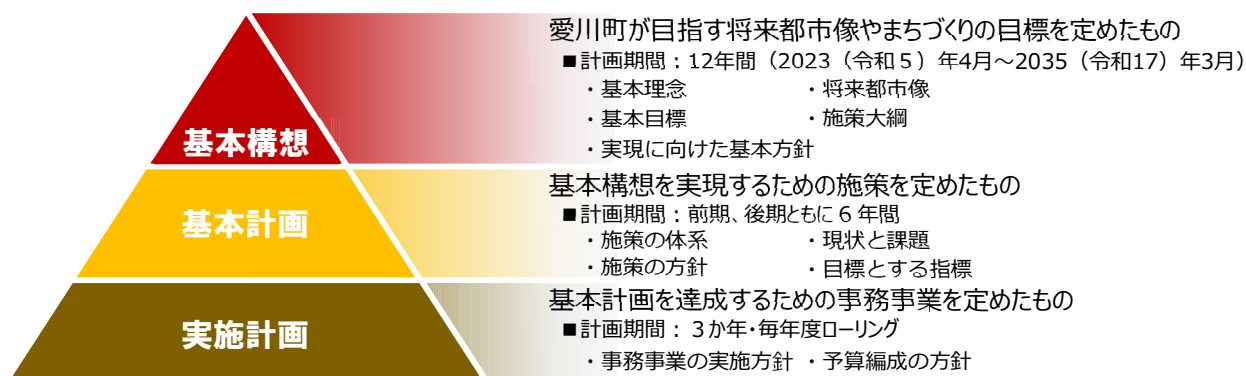
第2節 計画の性格

本町の将来都市像とまちづくりの目標を明確にし、その実現のために必要な施策等を体系的にまとめたもので、共生のまち愛川の実現に向け、住民と行政が協働していくための指針となるものです。

また、総合的かつ計画的な町政運営を進めるための最上位の計画であり、個別分野の計画や施策は、この計画に基づいて推進します。

第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成します。



1. 基本構想

本町が目指す将来都市像の実現に向け、基本理念をはじめ、まちづくりの目標や目標人口、施策大綱を定めるものです。

計画期間は、2023（令和5）年度から2034（令和16）年度までの12年間とします。

2. 基本計画

基本構想で定めた将来像を実現するために、施策大綱に基づいた施策を体系的に定めるものです。具体的には、現状と課題、基本方針、施策の展開及び成果指標で構成します。

基本計画の期間を前期・後期に分け、前期基本計画の計画期間は2023（令和5）年度から2028（令和10）年度までの6年間とし、後期基本計画の計画期間は、2029（令和11）年度から2034（令和16）年度までの6年間とします。

3. 実施計画

基本計画で示した施策について、年度毎の具体的な事務事業を明らかにするとともに、財源根拠を伴う計画として、基本計画の補完的役割と毎年度の予算編成の方向性を示すものです。

計画は、3か年の毎年度ローリング方式^{※6}により別に策定します。

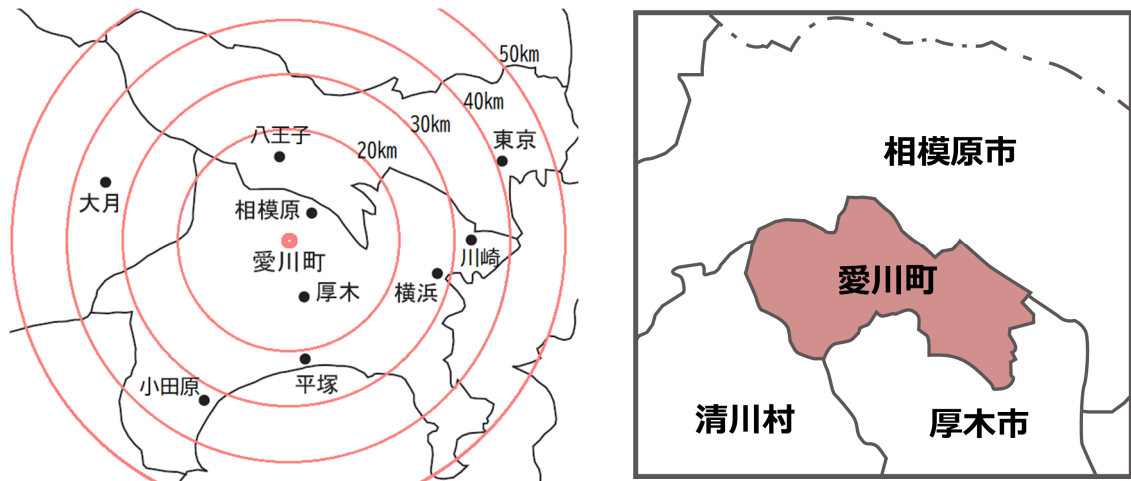
※6 ローリング方式：計画期間は同じ年数を保ちながら、次年度をその都度初年度とし、実績と計画の乖離を評価しつつ計画の見直しを行い、年度ごとに修正を加えていく方法。

第4節 愛川町の概要

1. 愛川町の位置

本町は、神奈川県の中北部に位置し、東西約10km、南北約6.7kmの中央部がくびれたひょうたん型をした総面積34.28km²の町です。東京から50km圏内、横浜市から30km圏内の位置にあり、相模原市、厚木市、清川村に隣接しています。

位置図



2. 愛川町の地勢

本町は、町域の約4割を山林が占め、地形は山地、台地、低地に分けられます。西に丹沢山塊東端の標高747mの仏果山を最高峰とする山々が連なり、北の三増峠や南の八菅山など標高200mから300mのゆるやかな丘陵が町の西側を取り囲むように続いています。

町の中央を、丹沢山塊を源とする中津川が貫流して川沿いに低地をつくり、町の東端を流れる相模川に挟まれた中央部から東部にかけて、標高100m前後の台地が広がっています。

地勢図



3. 愛川町の交通環境

町域内には鉄道がなく、J R 横浜線、J R 相模線、小田急線、相鉄線、京王線等を利用するためには、路線バスや自家用車が必要となっていますが、主要な道路の交差点を中心に通勤・通学時には交通渋滞が発生し、課題となっています。このような中、小田急多摩線において、唐木田駅から J R 相模線上溝駅までの延伸に向けた取組みが進められており、将来的には本町方面へのさらなる延伸も含めて鉄道の利便性向上が期待されます。

広域道路体系は、国道 412 号及び県道 5 路線によって構成され、特に国道 412 号は半原台地を縦貫し、東名高速道路と中央自動車道を結び大規模災害時の緊急輸送道路に指定されている重要な広域幹線道路となっています。

また、県道 54 号（相模原愛川）、県道 63 号（相模原大磯）、県道 65 号（厚木愛川津久井）、県道 511 号（太井上依知）、県道 514 号（宮ヶ瀬愛川）の各路線は相互に連絡し、本町と周辺都市とを結ぶ幹線道路となっています。

さらに、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）により、東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道等の高規格幹線道路と接続したことから、本町へのアクセシビリティが飛躍的に高まったほか、今後も国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）との接続が予定されるなど、さらなる広域交通の利便性が高まるものと期待されています。



4. まちの歩み

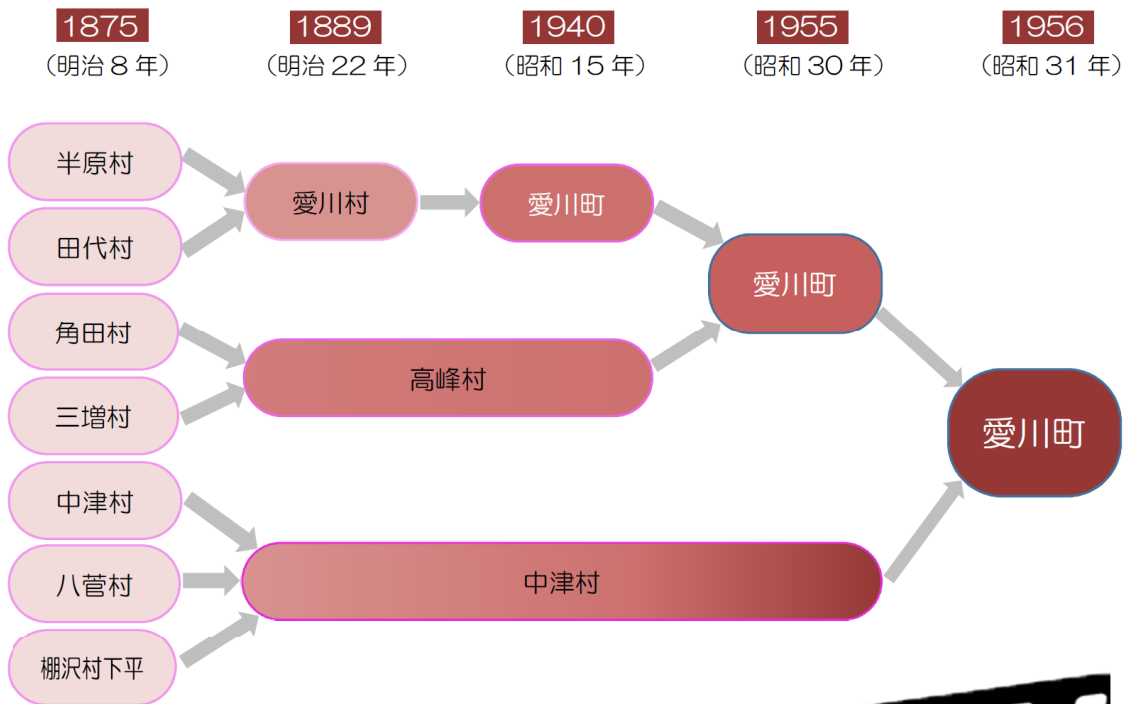
本町は、明治初期には7つの村に分かれていましたが、1889（明治 22）年の町村制にあたり、合併して愛川村、高峰村、中津村となりました。その後、愛川村が1940（昭和 15）年に町制を施行して愛川町となり、1955（昭和 30）年に高峰村と、翌年に中津村と合併し、現在に至っています。

高峰・中津地域は、古くから農村地域でしたが、中津地域は1966（昭和 41）年の県内陸工業団地の完成に伴い経済活動が活発となり、春日台住宅団地が造成されるなど、人口が急増しました。

一方、愛川地域（旧愛川村）は、江戸時代から続く「糸のまち」として発展してきました。現在は、燃糸工場等の数は大きく減少しましたが、その伝統は今も引き継がれています。

1987（昭和 62）年に町北西部の中津川上流に着工された宮ヶ瀬ダムが2000（平成 12）年に完成し、ダム直下に開園した「県立あいかわ公園」には、本町の郷土資料館や県の工芸工房村が開設されるなど、周辺地域は首都圏近郊の観光・レクリエーション拠点として発展を遂げています。

愛川町の歩み



第2章 愛川町を取り巻く動向と課題

第1節 社会・経済動向への対応

本計画の策定に当たっては、社会・経済動向等、本町を取り巻く環境の変化を十分踏まえ、検討していくことが重要です。

このため、「第5次愛川町総合計画」を推進してきたこれまでの期間における社会・経済の変化や国の政策動向、住民ニーズの変化等から本町を取り巻く状況を分析し、今後本町が取り組むべき課題を整理しています。

1. 少子化・高齢化のさらなる進行とその対応

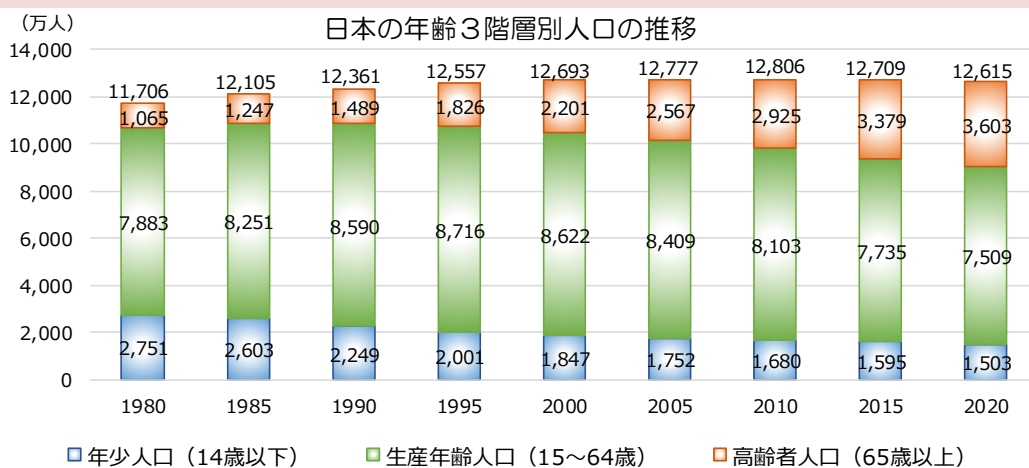
我が国の総人口は、2020（令和2）年国勢調査によると1億2,615万人で、前回調査（2015（平成27）年）に比べ約94万人減少し、10年連続して減少しています。この人口減少にいかんにかに歯止めをかけるかが、喫緊の課題となっています。

年齢階層別にみると、14歳以下の年少人口が1,503万人で前回調査に比べ約92万人減少し、過去最低となっています。また、15歳～64歳の働く世代の人口（生産年齢人口）も前回調査に比べ約226万人減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、前回調査に比べ約224万人増加し、過去最高となっています。加えて、75歳以上の後期高齢者人口は、前回調査に比べ約233万人増加しています。

このように、我が国では、総人口の減少に加え、加速度的に少子化・高齢化が進行しています。

2020（令和2）年5月29日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、少子化の進行が人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化によって、社会経済に多大な影響を及ぼすことから、主たる原因である未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下を改善するために、必要な安定財源を確保しながら、総合的な対策を講じることを位置付けています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、安心して子どもを産み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにしました。こうしたことから、子育て世帯に対する支援等の対策と併せて、非常時の対応にも留意しながら総合的な少子化対策を進める必要があります。



※総人口には年齢不詳を含んでいるので、総人口と3階層の合計は必ずしも一致しない場合があります。

2. 一人ひとりがいきいきと暮らせるまちの創出

2016（平成28）年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」によると、一億総活躍社会とは、「女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である」と定義されています。

こうした考え方をまちづくりに位置付け、誰もが健全に活躍し、一人ひとりがいきいきと暮らせるまちを創出していくことが求められています。

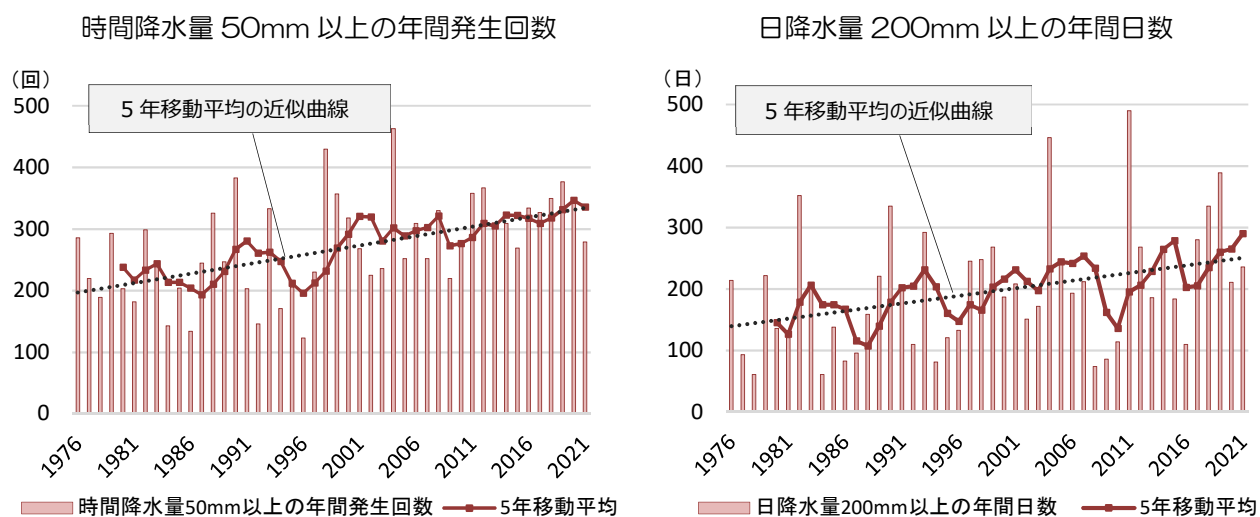
3. 安全で安心して暮らせる地域づくり

近年の局地的大雨や大型台風等の風水害は、これまでの予想をはるかに超え、地域に甚大な被害をもたらしています。これらの気候変動による被害の頻発化・激甚化は、二酸化炭素の排出による地球温暖化が要因であるといわれています。

また、近い将来において、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生が高い確率で予想され、本町への影響も危惧されることから、大規模災害の発生に備えた総合的な防災対策の推進が重要となっています。

さらには、2020（令和2）年から国内外において猛威を振るう新型コロナウイルス感染症のように、人の往来がグローバル化したことに伴う新たな課題が今後も発生する可能性があります。

このような背景を踏まえて、地球温暖化対策を含めた環境問題に取り組んでいくことに加え、自然災害や感染症まん延下における国や地方自治体の行財政基盤の構築が社会全体の喫緊の課題となっています。



【出典】気象庁「大雨や猛暑日など（極端現象）のこれまでの変化」

4. 地域が輝く仕組みづくり

東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するために、地域特性に応じ、地域資源を活用した独自の工夫により、地域自らが課題を解決していける仕組みづくりを検討していく必要があります。

5. 持続可能な社会形成

持続可能な開発目標（SDGs）は、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組みとして推進するものです。

2019（令和元）年に開催された国連SDGサミットにおいて全会一致で採択された政治宣言「持続可能な開発に向けた行動と遂行の10年に向けた態勢強化」で、国連加盟国はSDGsを2030（令和12）年までに達成し、誰一人取り残さないために国内での実施を拡充し、制度を強化するとしたことから、現在、多くの自治体ではSDGsを踏まえた施策の重点化が主流となっています。

また、近年、世界的に頻発・激甚化する自然災害に密接に関係する気候変動問題は、国際社会が一体となって直ちに取り組むべき重要な課題です。国際社会では、1992年に採択された国連気候変動枠組条約に基づき、世界での実効的な温室効果ガス排出量削減の実現に向けて、精力的な議論が行われ、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が2015年に採択されました。

一方、新型コロナウイルスの流行に伴い、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた新しい生活様式も顕在化しつつあり、コミュニティと社会システムの変革を余儀なくされています。これはSDGsの達成にも大きな影響をもたらし、2021（令和3）年に発表された「SDGsアクションプラン2021」においても、「新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界の人々の命・生活・尊厳、すなわち人間の安全保障に対する脅威となっており、SDGs達成に向けた取組みの遅れが深刻に懸念されている」と記載されています。

このような社会の変化を踏まえ、2030（令和12）年の目標達成に向けて、より積極的な取組みが求められており、地方自治体においても住民一人ひとりの意識改革が急務となっています。

SDGsの17ゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



6. 未来技術を活用した情報化社会の実現

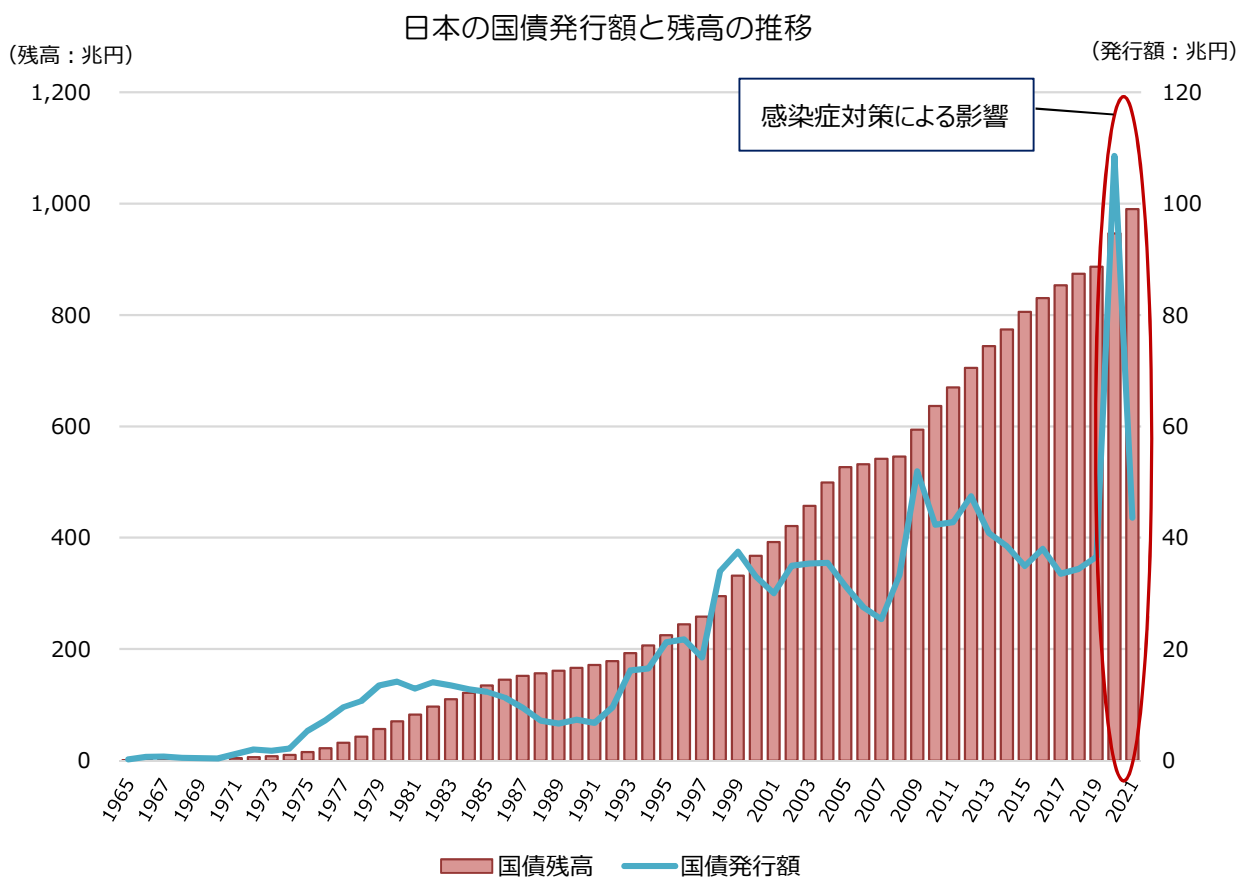
新型コロナウイルスの流行にも影響され、劇的に変化するデジタル・高度通信技術の中で、特に IoT・AI・ロボット等のイノベーションが注目され、住民の利便性向上につなげる自治体DX^{※7}の動きも本格化しています。

これらの技術革新によって、年齢や障がいの程度等を超えて、誰もがその能力を発揮し、豊かな生活を楽しむことができる社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

7. 厳しい財政状況への対応

我が国の財政状況は、大幅な赤字が続いており、新型コロナウイルスの流行でさらなる財政出動が余儀なくされ、これまで以上に財政状況は逼迫していくことが懸念されています。

一方、地方自治体の財政状況は、少子高齢化の進行により税収が頭打ちになるばかりでなく、社会保障関係費をはじめとした義務的経費（人件費、扶助費、公債費）が増大し、さらに厳しい財政状況が続くと予測されています。



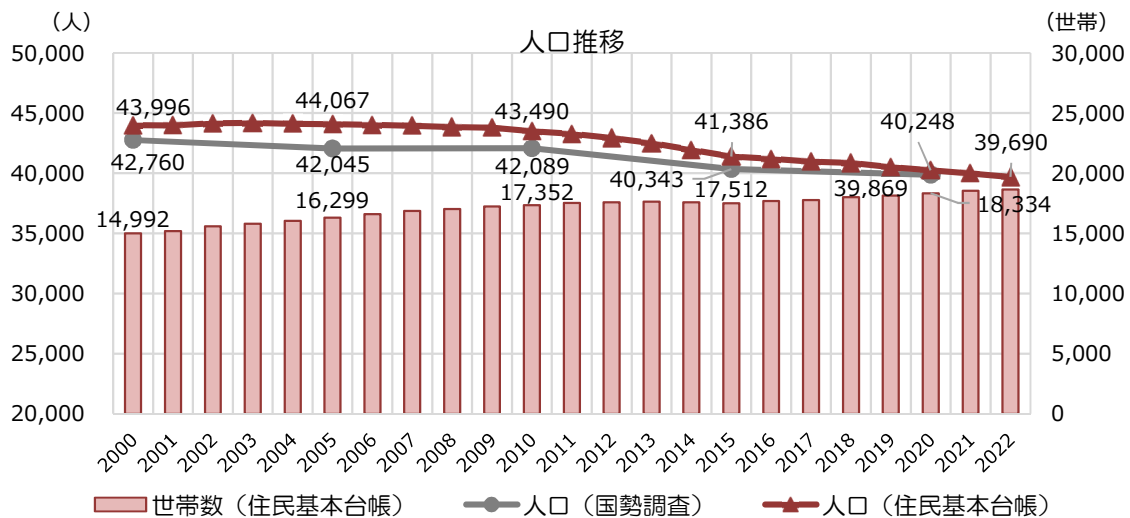
（出典）国債発行額の推移（実績ベース）（財務省）

※7 自治体DX：自治体 Digital Transformation（自治体デジタル・トランスフォーメーション）の略称で、「デジタル・ガバメント実行計画」（R2.12.25 閣議決定）に基づき、デジタル技術の革新やデータを活用して住民の生活利便性向上や行政の効率化を図るために国が推進している取組み。

第2節 人口推移の現状

1. 人口の推移

本町の人口推移（住民基本台帳人口）をみると、2002（平成14）年をピークに緩やかに減少し、2022（令和4）年には39,690人まで低下しています。（数字は各年1月1日時点）
一方、世帯数については、核家族化や生活様式の変化により、増加傾向を示しています。



【出典】総務省「国勢調査」、住民基本台帳（各年1月1日）

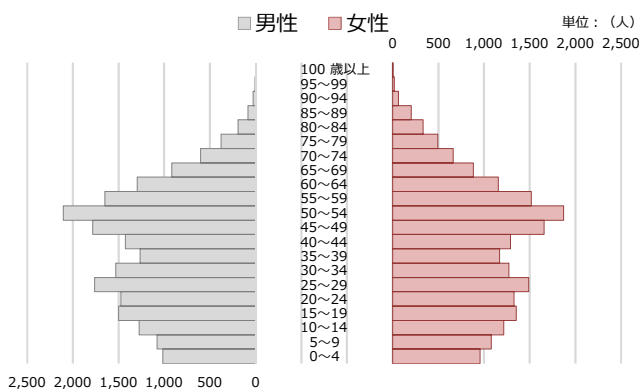
※住民基本台帳は登録ベースで、国勢調査は居住実態に応じた結果であることから、住民登録を残したまま他の地域に居住しているなどの要因により、乖離が生じます。

2. 年齢別・性別人口の推移

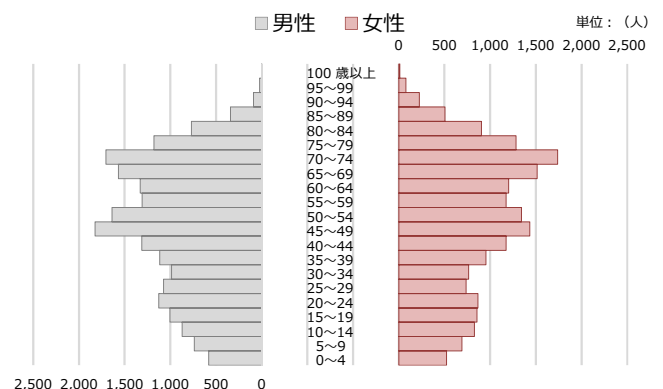
本町の年齢別・性別人口をみると、2000（平成12）年では、第1次ベビーブーム（1947年～1949年）の50歳代前後と、第2次ベビーブーム（1971年～1974年）の30歳代前後の生産年齢人口が多い一方、年少人口が少なく、「ひょうたん型」の人口ピラミッドを示しています。

2020（令和2）年では、少子高齢化の進行により、「逆ピラミッド型」となっています。また、若い世代は女性の割合が低くなっている一方、高齢者人口では女性の割合が高くなっています。

2000年の人口ピラミッド



2020年の人口ピラミッド



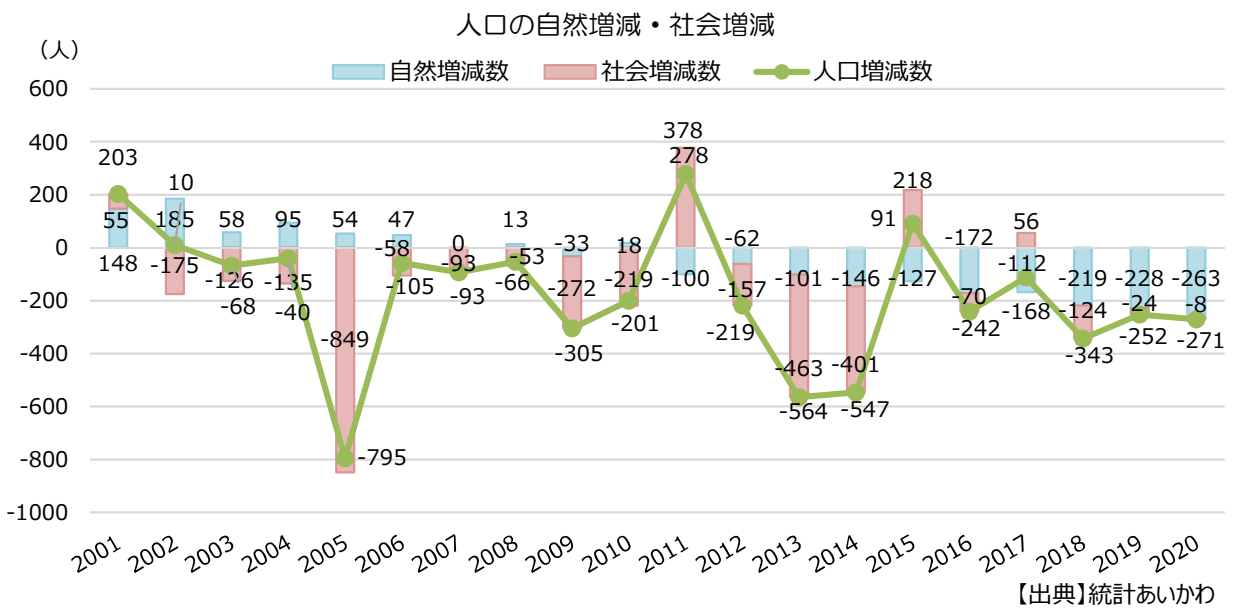
【出典】総務省「国勢調査」

3. 人口の自然増減・社会増減の推移

本町の人口推移における「出生・死亡による自然増減」及び「転入・転出による社会増減」の二つの要因について分析すると、2014（平成26）年までは、転入数より転出数が大きく上回っており、人口の流出による社会減が人口減少の主な要因となっていました。

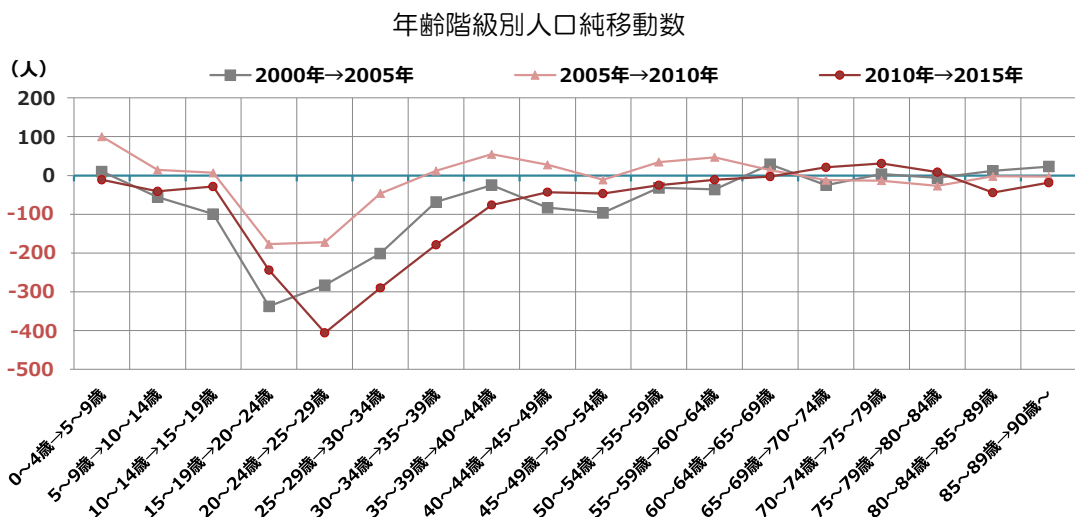
加えて、2009（平成21）年以降には、死亡数が出生数を上回る自然減による人口減少が進行しています。

そうした状況の中で、これまで様々な人口減少対策に取り組んできた結果、2016（平成28）年以降は、社会増減が概ね均衡化しており、現在は、自然減が人口減少の主な要因になっています。



4. 年齢階級別純移動数

本町における5年ごとの年齢階級別純移動数推移では、15歳から40歳代までの年代で人口の流出が続いており、2005（平成17）年から2010（平成22）年までの期間は生産年齢人口の一部で増加が見られましたが、2010（平成22）年から2015（平成27）年までの期間では流出人口が増加しており、生産年齢人口の減少が顕著となっています。

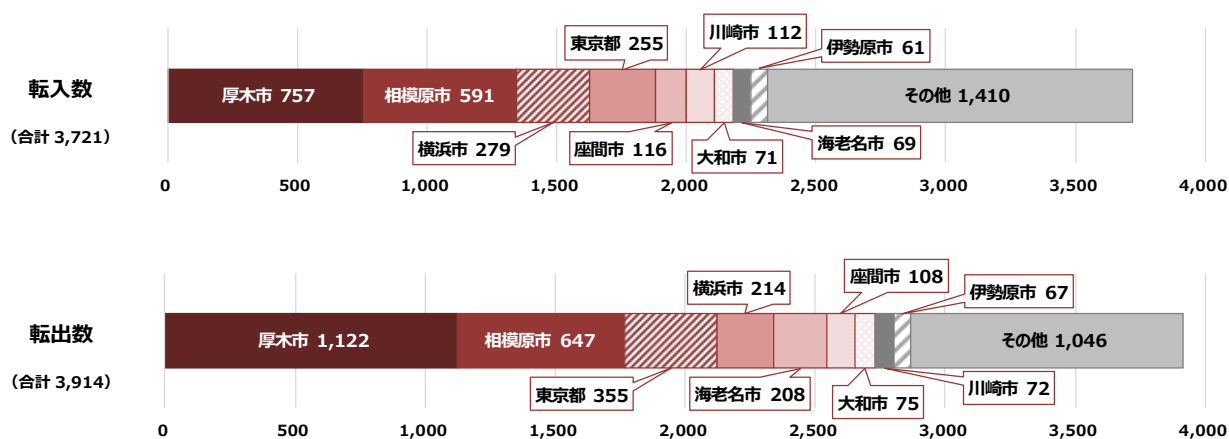


【出典】総務省「国勢調査」、厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきまち・ひと・しごと創生本部作成

5. 主な転入地域・転出地域

転入数・転出数の多い地域は、本町に隣接する厚木市と相模原市となっています。厚木市は転入757人に対して転出1,122人と転出が365人多く、相模原市は転入が591人に対して転出647人と転出が56人多くなっています。

転出入先と転出入者数（2015年）

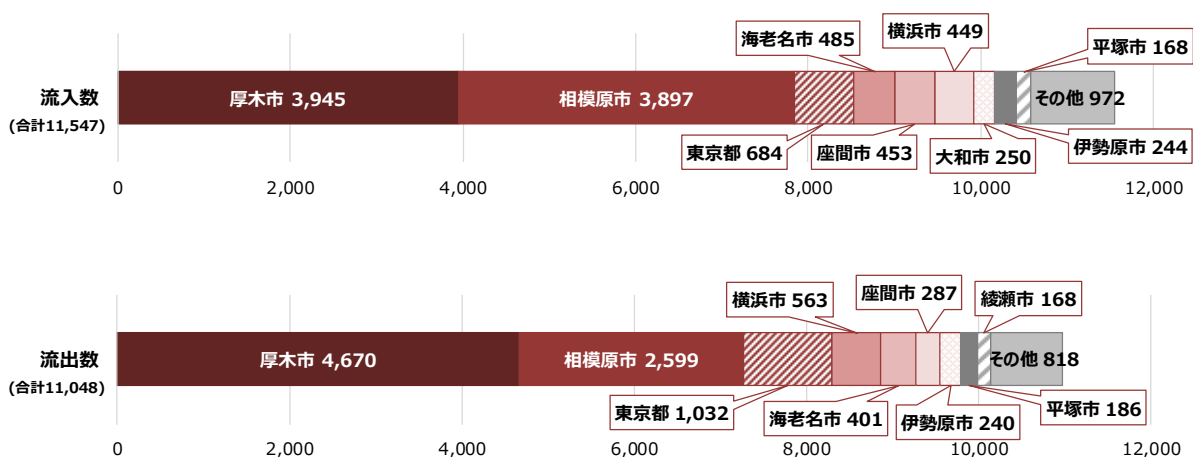


【出典】総務省「国勢調査」(2015)

6. 主な流入地域・流出地域

通勤・通学による流入者数・流出者数は厚木市と相模原市が際立って多くなっています。その他の地域は、流入では東京都、海老名市、座間市及び横浜市が多く、流出では東京都、横浜市、海老名市が多くなっています。

流出入先と流出入者数（2015年）



【出典】総務省「国勢調査」(2015)

第3節 住民の意識

本計画策定に向けて住民や学生の意向等を把握するために、「町政意識調査」や「次世代を担う中学生アンケート調査」等を実施しました。

1. 施策に対する評価

第5次愛川町総合計画後期基本計画に掲げる施策について、住民が感じる施策の必要性等を把握し、今後の町政運営に役立てることを目的に、41項目について、「町政意識調査」を行いました。

1次調査（2020（令和2）年12月）では、これまで取り組んできた施策の満足度を把握するとともに、2次調査（2021（令和3）年8月）では、今後の施策展開の必要度について確認しました。

調査は20歳以上の住民を対象として、1次調査（対象者2000人）では、30.7%（613件）、2次調査（対象者1500人）では、30.3%（454件）の回答がありました。

施策評価一覧表

住民満足度の評価指標		評価	住民満足度の評価指標		評価
1	自然環境の保全と適正利用	カテゴリ-A	22	生活の安定と社会保障の充実	カテゴリ-B
2	やすらぎのある景観の保全・創出	カテゴリ-A	23	幼児教育の充実	カテゴリ-A
3	計画的な土地利用の推進	カテゴリ-B	24	小中学校教育の充実	カテゴリ-A
4	定住環境の整備	カテゴリ-D	25	青少年の健全育成	カテゴリ-A
5	上水道の整備	カテゴリ-A	26	生涯学習の充実	カテゴリ-C
6	下水道の整備	カテゴリ-A	27	地域文化の振興	カテゴリ-C
7	公共交通の充実	カテゴリ-B	28	スポーツ・レクリエーション活動の推進	カテゴリ-A
8	防災対策の充実	カテゴリ-A	29	男女共同参画社会の形成	カテゴリ-C
9	消防・救急体制の充実	カテゴリ-A	30	国際化の推進	カテゴリ-C
10	交通安全対策の推進	カテゴリ-B	31	農業の振興	カテゴリ-A
11	防犯対策の推進	カテゴリ-A	32	工業の振興	カテゴリ-C
12	環境対策の推進	カテゴリ-B	33	商業・サービス業の振興	カテゴリ-C
13	廃棄物対策と資源リサイクルの推進	カテゴリ-A	34	ビジネス創出とブランド育成	カテゴリ-C
14	地球温暖化対策の推進	カテゴリ-D	35	観光・レクリエーションの振興	カテゴリ-C
15	結婚・出産・子育てにわたる切れ目ない支援	カテゴリ-A	36	勤労者対策の充実	カテゴリ-B
16	子育て支援と児童福祉の充実	カテゴリ-A	37	住民参加と情報共有の推進	カテゴリ-C
17	健康づくりの推進	カテゴリ-A	38	地域コミュニティ活動の推進	カテゴリ-C
18	医療の充実	カテゴリ-B	39	効率的な行政運営の推進	カテゴリ-A
19	生きがいづくりと社会参加の促進	カテゴリ-C	40	財政の健全運営	カテゴリ-A
20	高齢者保健福祉の充実	カテゴリ-A	41	広域行政の推進	カテゴリ-B
21	障がい（児）者福祉の充実	カテゴリ-A			

※満足度は施策に対して満足感を得られているかを、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」の項目で調査し、「満足」を2点、「やや満足」を1点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点としてポイントを算出しています。

※必要度は施策の必要性を、「充足する必要がある」、「現状維持」、「縮小」、「不要」の項目で調査し、「充足」を1点、「現状維持」を0.1点、「縮小」又は「不要」を-10点としてポイントを算出しています。

※満足度と必要度をグラフ上で比較しやすくするために算出方法に差をつけています。

カテゴリ-A (必要度、満足度がともに高い施策)

- 該当する施策は 20 項目で全項目に対する割合は 49%となっています。
- 主な施策は、「24 小中学校教育の充実」、「9 消防・救急体制の充実」等となっています。

カテゴリ-B (必要度が高く、満足度が低い施策)

- 該当する施策は 8 項目で全項目に対する割合は 19%となっています。
- 主な施策は、「7 公共交通の充実」、「18 医療の充実」等となっています。

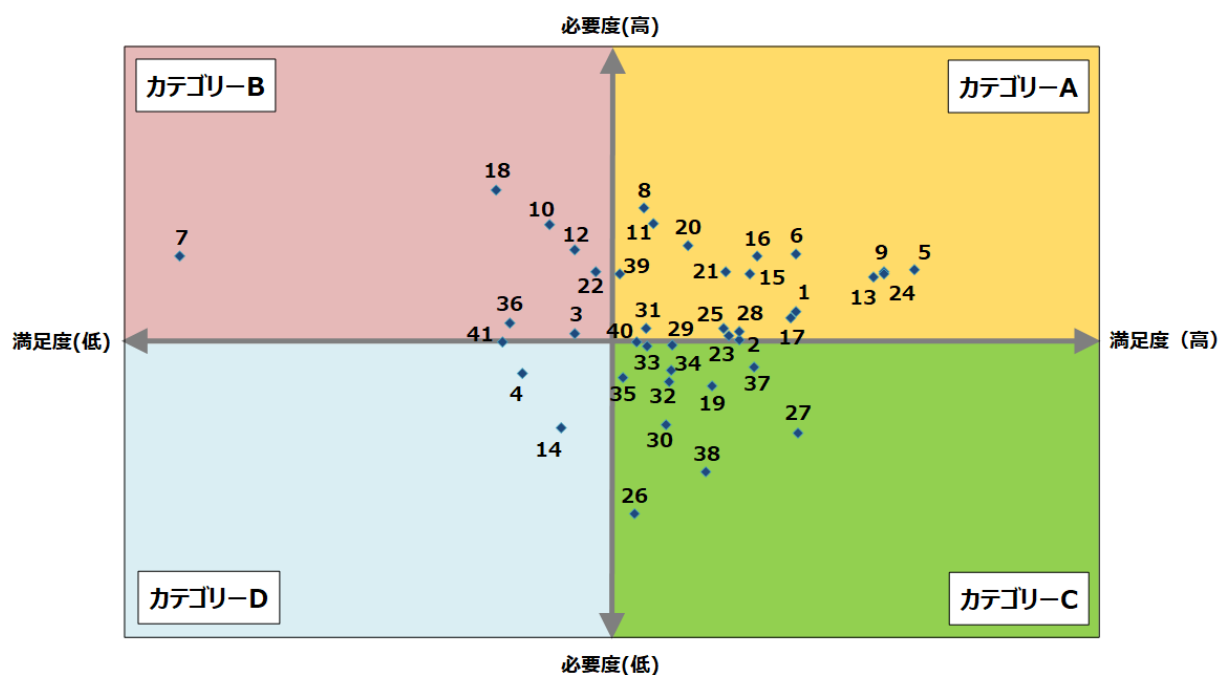
カテゴリ-C (満足度が高く、持続的な展開が必要な施策)

- 該当する施策は 11 項目で全項目に対する割合は 27%となっています。
- 主な施策は、「26 生涯学習の充実」、「38 地域コミュニティ活動の推進」等となっています。

カテゴリ-D (満足度が低く、工夫が必要な施策)

- 該当する施策は 2 項目で全施策に対する割合は 5%となっています。
- 該当施策は、「4 定住環境の整備」、「14 地球温暖化対策の推進」となっています。

満足度—必要度散布図



2. 転出入に関する意識

本町への転入者及び転出者を対象として、転出入の理由等を把握することを目的に、2021（令和3）年4月から6月までの期間で「転出入者アンケート」を実施しました。

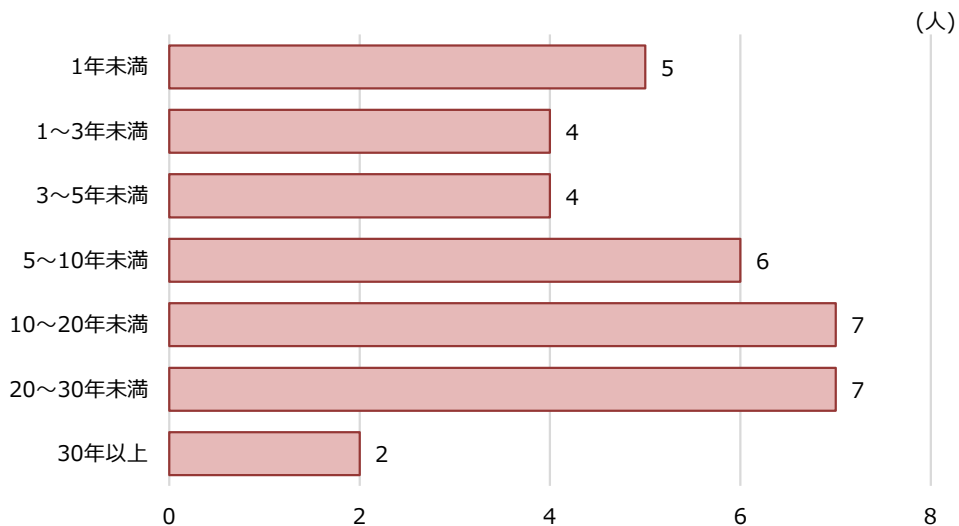
転出者の意向

- 居住年数は「5年以上」が6割を超えており、比較的長期間居住してから転出している人が多くなっています。
- 転出のきっかけは、仕事の関係や結婚など、ライフステージの節目で転出するケースが多い状況です。

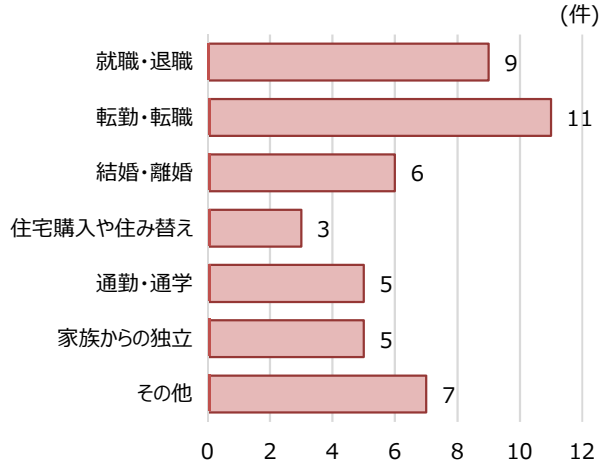
転入者の意向

- 転入のきっかけは、結婚や仕事、住宅の購入が多く、働く場所が近くにあり、子育てしやすい環境に魅力を感じ、転入してきたものと考えられます。

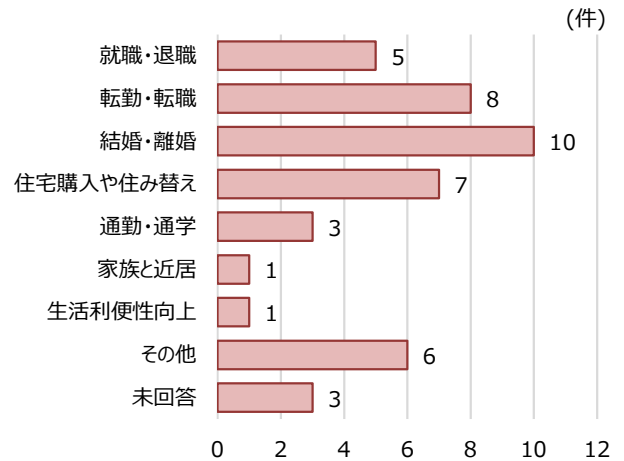
居住年数(回答数 35)



転出のきっかけ(回答数 46)



転入のきっかけ(回答数 44)

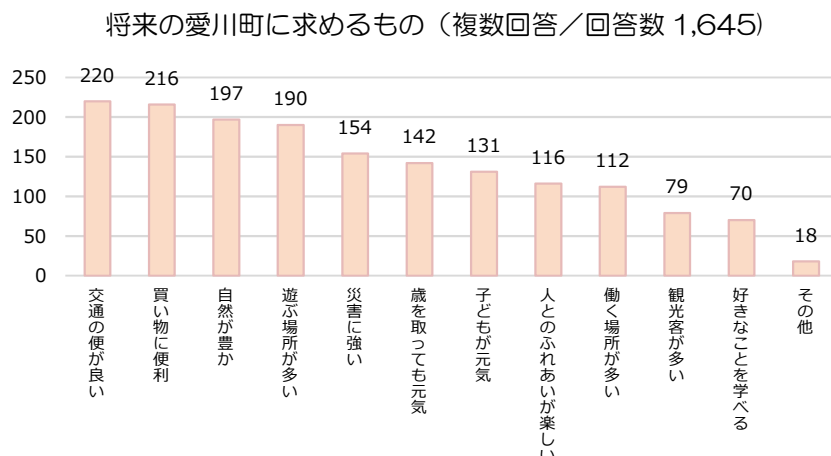
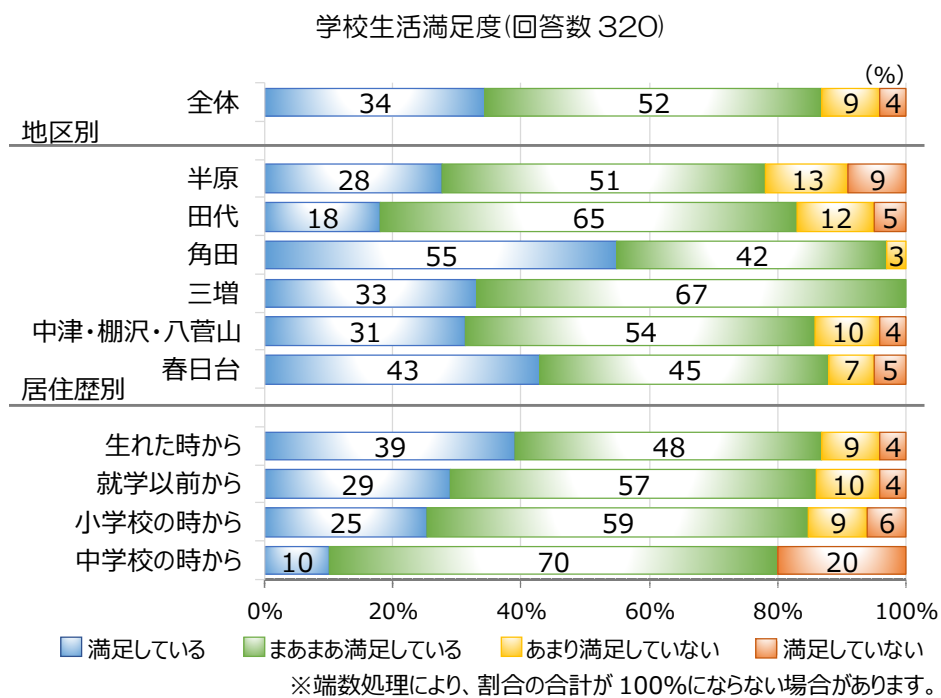


3. 若い世代の希望

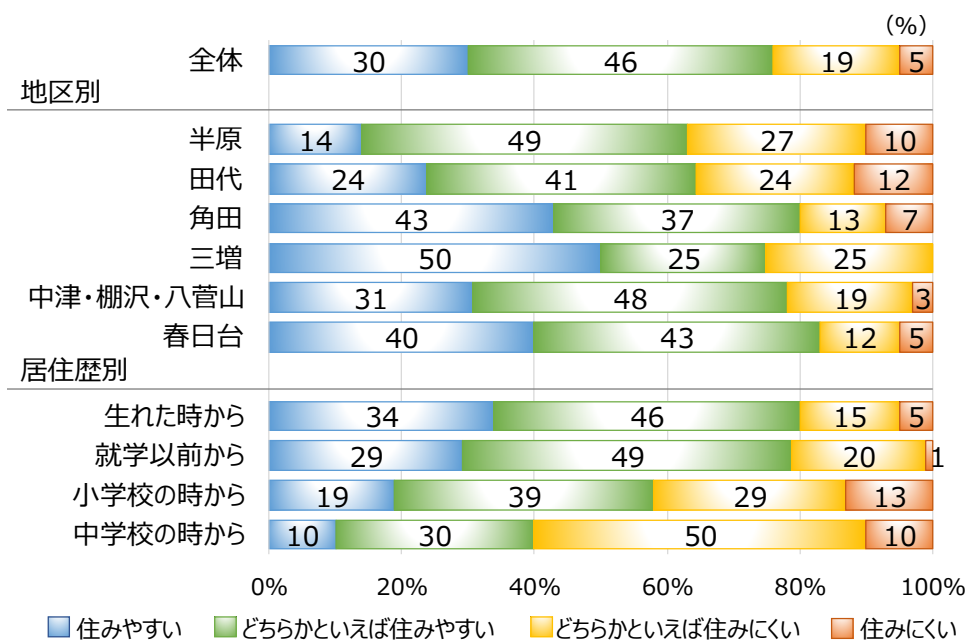
次世代の愛川町を担っていく若者の意識を把握するために、2020（令和2）年12月に、町立中学校2年生の生徒全員を対象に、アンケート調査を実施しました。

結果の概要

- 中学生の「学校生活満足度」では、全体で86%が満足している状況で、居住歴が長いほど満足度が高い傾向となっています。
- 「将来の愛川町に求めるもの」では、交通利便性の向上や商業施設の立地を求める回答が多い一方で、本町が有する豊富な自然を維持してほしいといった回答が続いています。
- 「住みやすさ」では、全体で76%が住みやすいと回答しているほか、「将来定住意向」では、35%が引っ越しでも戻ってきたいと回答しており、一定の回帰願望があることが確認できます。

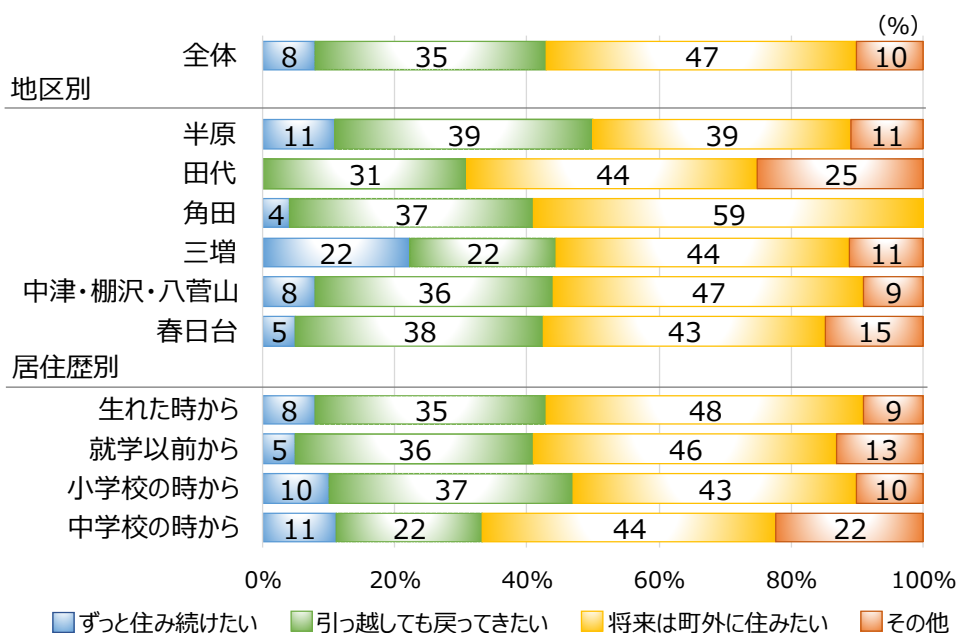


住みやすさ(回答数 313)



※端数処理により、割合の合計が 100%にならない場合があります。

将来定住意向(回答数 292)



※端数処理により、割合の合計が 100%にならない場合があります。

4. 住民の意識の総括

「町政意識調査」、「転出入者アンケート」及び「次世代を担う中学生アンケート調査」の結果から、住民の施策に対する評価や転出入に関する考え方、若い世代の希望について、それぞれの傾向を把握しました。本町における課題を総括すると、概ね以下のように整理されます。

施策に対する評価

- 「小中学校教育の充実」をはじめとした教育環境のほか、豊富な自然環境の保全、消防・救急体制、防災対策については、高い評価結果となっています。
- 「公共交通の充実」、「医療の充実」のほか、生活の安定、社会保障等について、必要度は高い一方で満足度が低いという評価結果となっています。

「定住環境の整備」、「地球温暖化対策の推進」等、安心して心地よく暮らせる環境の構築を推進していくことが求められています。

定住意向につながる生活インフラや安全・安心な生活環境の整備など、持続可能かつ住みよいまちづくりに重点をおいた施策の充実を進めていく必要があります。

転出入に関する意識

- 転入転出ともに就職や転職などの仕事関係のほか、結婚や住宅購入など、ライフステージの節目がきっかけとなっていることがうかがえます。

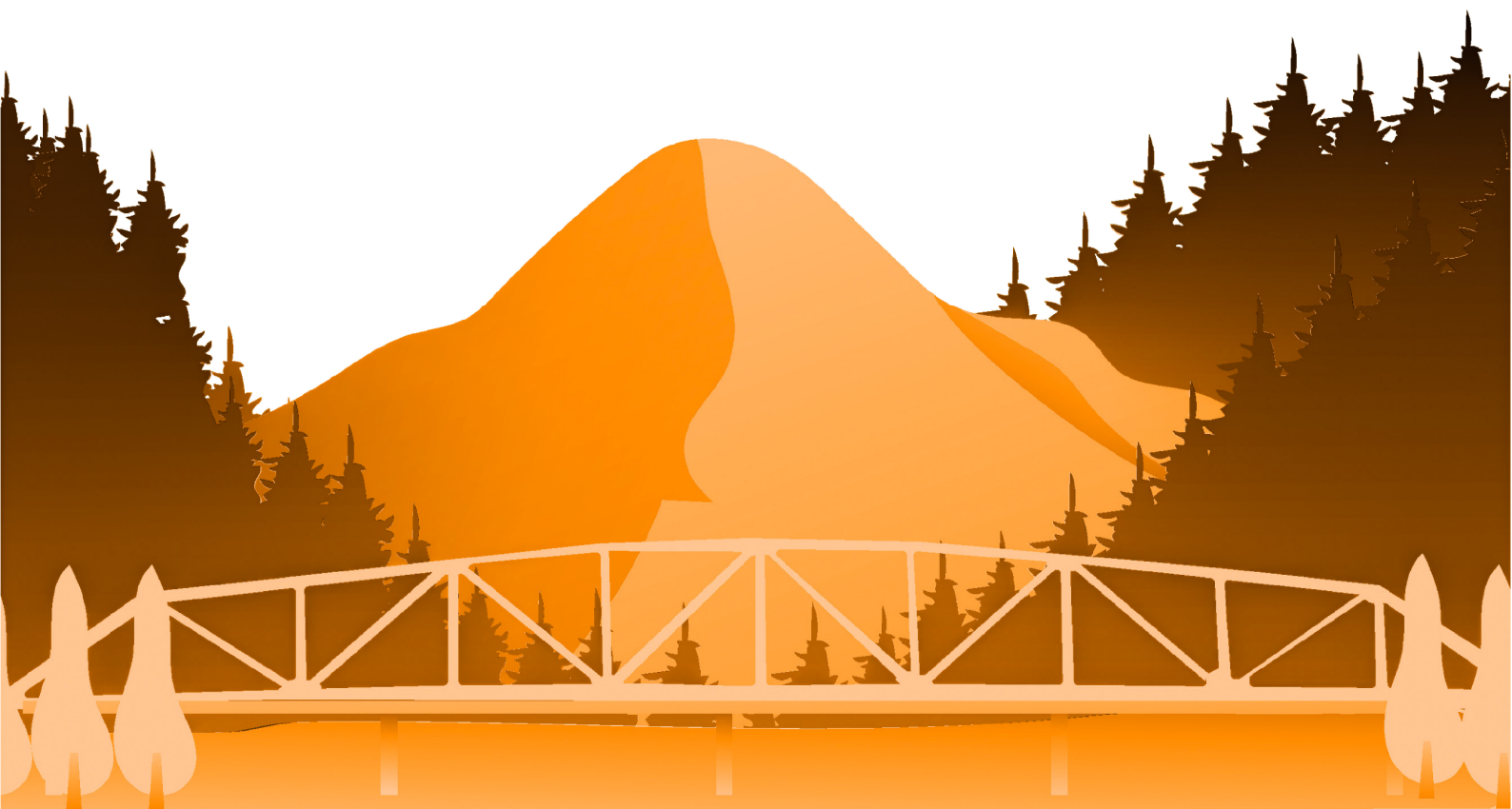
人口の社会減を抑えるためには、雇用、出産、子育て、住・教育環境など、ライフステージの変化に対応した生活支援を充実し、特に若い世代に「住みたい」と選ばれるようなまちづくりを進めていく必要があります。

若い世代の希望

- 学校生活に対しては、大部分が「満足である」と回答しています。
- 将来の愛川町に求めることとして、交通、買い物の利便性のほか、自然や遊び場の充実についても多くの回答がありました。
- 将来の定住意向では、「将来は町外に住みたい」という意向が多かったものの、「引っ越しても戻ってきたい」という意向が一定数ありました。

学校生活や本町の暮らしの魅力を高め、若い世代が地域に愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりに向けた施策を展開していく必要があります。

基本構想



第1章 愛川町の将来像

1. 基本理念と将来都市像

基本理念

私たちのまち愛川は、丹沢山塊を源とする中津川の悠久の流れとともに育まれてきた豊かな自然環境のもと、一步一步丁寧に積み重ねられてきた先人達のたゆまぬ努力により、着実に発展してきました。

しかしながら、本格的な人口減少時代へと移りゆく一方で、世界ではデジタル技術をはじめとした未来志向の取組みが急速に進展するなど、大きな転換期を迎えています。こうした時代の潮流を的確に捉え、これまで築き上げてきたこの素晴らしいまち「愛川」を、より魅力ある豊かなものとしながら、次の世代へ引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責務です。

これからも住みたい、住み続けられる魅力あるまち、持続性あるまちに向け、誰一人取り残さないSDGsの国際的理念を取り入れながら、誇りと愛着を持ち続けることができるまちづくりを進めます。

将来都市像

ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川



「ひかり」は町の活気を表し、働く喜びに満ちた、活力とうるおいのあるまちの姿を示します。

「みどり」は本町の豊かな自然を表し、みどり豊かで、やすらぎのあるまちの姿を示します。

「ゆとり」は心やさしく支え合う、いきいきとした健康的なまちの姿を示します。それぞれの示す姿を一体的に実現し、誰もが心豊かに安心して暮らせる「共生のまち愛川」を目指します。

2. まちづくりの基本目標

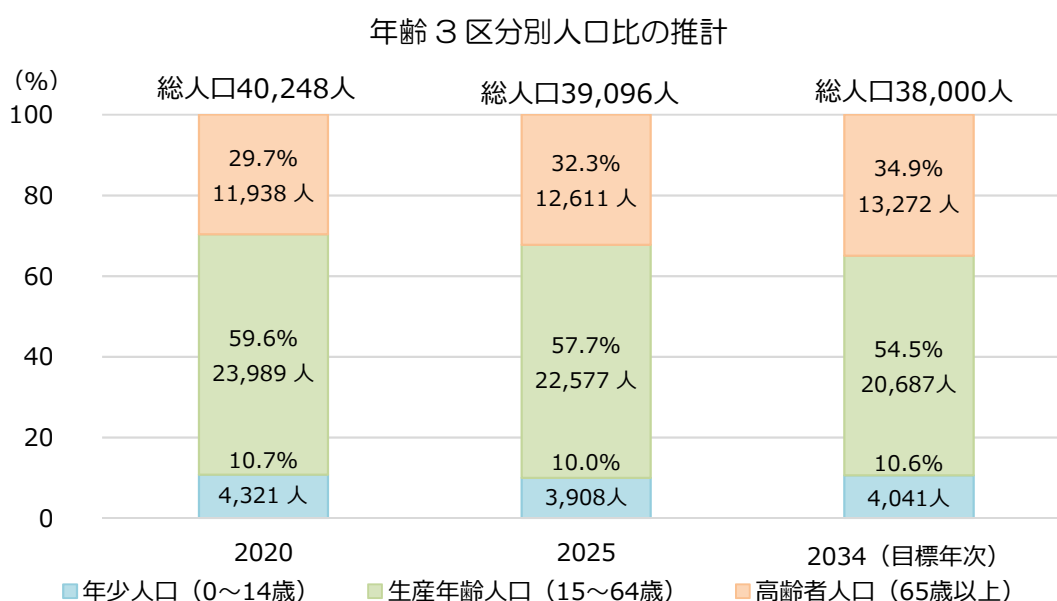
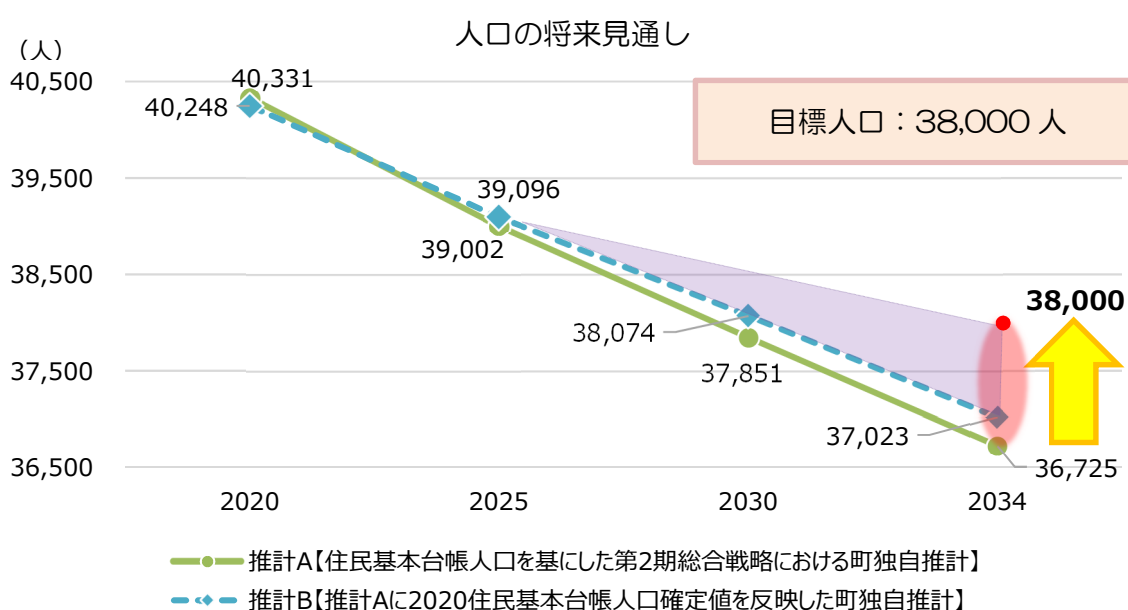
将来都市像の実現に向けて、次の6つのまちづくりの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

<p>基本目標 1 自然と人が共生した まちづくり</p>	<p>森林保全などを通じて自然環境との共生を目指しつつ、計画的な都市整備によって本町の魅力をさらに高めます。また、交通環境の利便性を向上させるとともに、道路や上下水道等、都市基盤の適切な管理と更新を行うことで、住みやすい快適な住環境を確保します。</p>
<p>基本目標 2 安全で安心して 暮らせるまちづくり</p>	<p>防災、防犯、交通安全、消費者保護等の対策を強化します。また、感染症対策や地域医療を充実させることで、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。</p>
<p>基本目標 3 健康でゆとりと ふれあいのまちづくり</p>	<p>安心して子育てができる環境を整えるとともに、子どもからお年寄り、障がいのある方等、誰一人取り残さず、人と人とのふれあいと支え合いの中で、健やかに生活することができる環境を整備します。</p>
<p>基本目標 4 豊かな人間性を育む 文化のまちづくり</p>	<p>次代を担う子どもたちが、のびのびと育ち、学ぶことのできる教育環境を整備します。また、生涯学習や文化・スポーツの振興を図るとともに、多文化共生の推進や人権意識の高揚に努め、生涯にわたりいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。</p>
<p>基本目標 5 産業と交流による にぎわいのまちづくり</p>	<p>農林業、商工業の振興を図り、活力ある地域性豊かな産業の確立を目指します。また、町が持つ潜在的な資源を効果的に活かした魅力ある観光の振興を進めます。併せてそれらの産業を支える中小企業の育成や勤労者福祉対策を推進します。</p>
<p>基本目標 6 共に創る持続可能な まちづくり</p>	<p>地域活動やボランティア活動をはじめ、多様なまちづくりの分野において、住民と行政によるまちづくりを展開するとともに、新しい時代に対応した行財政運営を推進します。また、他自治体等と広域に連携することで、幅広い交流を図ります。</p>

第2章 将来人口

本町の人口推移は、社会経済情勢の急速な変化等を背景に、従来の予想を上回る人口減少が続いており、2010（平成22）年の43,490人から2020（令和2）年には40,248人となるなど、10年間で7.5%減少しています。

こうした中、2019（令和元）年度に策定した「第2期 愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が示す、人口減少社会を前提とした長期見通し等を勘案した上で、引き続き雇用・就業機会の創出、定住環境の確保、若い世代の出産・子育てがしやすい環境づくり等の対策を強化するなど、人口減少の抑制に努めることにより、2034（令和16）年度の人口を38,000人とします。



第3章 土地利用構想

1. 中心地

役場庁舎周辺地区を町の中心地として位置付け、これと連携して、中津・高峰地域と半原・田代地域に、それぞれの地域の中心地を検討していきます。地域の中心地は、商業施設や公益施設等が立地している地区であることを前提として、各中心地の役割や機能分担に応じた整備・育成を図ります。

また、役場庁舎周辺地区においては、自立的で多機能・複層的な魅力あるまちづくりに向けた拠点として、都市機能の集約・強化に努めます。

2. 産業地

現在の産業地は、内陸工業団地を中心に発展してきた中津・高峰地域と、「糸のまち」として栄えてきた半原・田代地域において形成されています。

将来のまちづくりにおいては、両地域の産業地を中心とするとともに、圏央道の開通に伴い、未利用地の活用や新たな産業拠点を形成できる産業用地の確保と、半原・田代地域の活性化を目指した振興拠点の整備に努めます。

3. 住宅地

現在の住宅地は、中津地域と半原・田代地域の市街化区域及び高峰地域等の市街化調整区域における既存集落によって形成されています。

今後発生する新たな住宅需要については、コンパクトな市街地形成^{※8}を目指し、現市街化区域内の農地や未利用地において宅地化の促進を図ります。

また、道路などの都市基盤整備を推進し、快適で利便性の高いまちづくりに努めます。

4. 農地

農業振興地域内における農業基盤の適切な維持管理を行うとともに、町北西部の日々良野地区、町中央部に広がる峰の原地区、中津川沿いの耕地においては、将来にわたって農地として位置付け、保全を図ります。

また、地域特性に応じ、多様な農地利用に努めます。

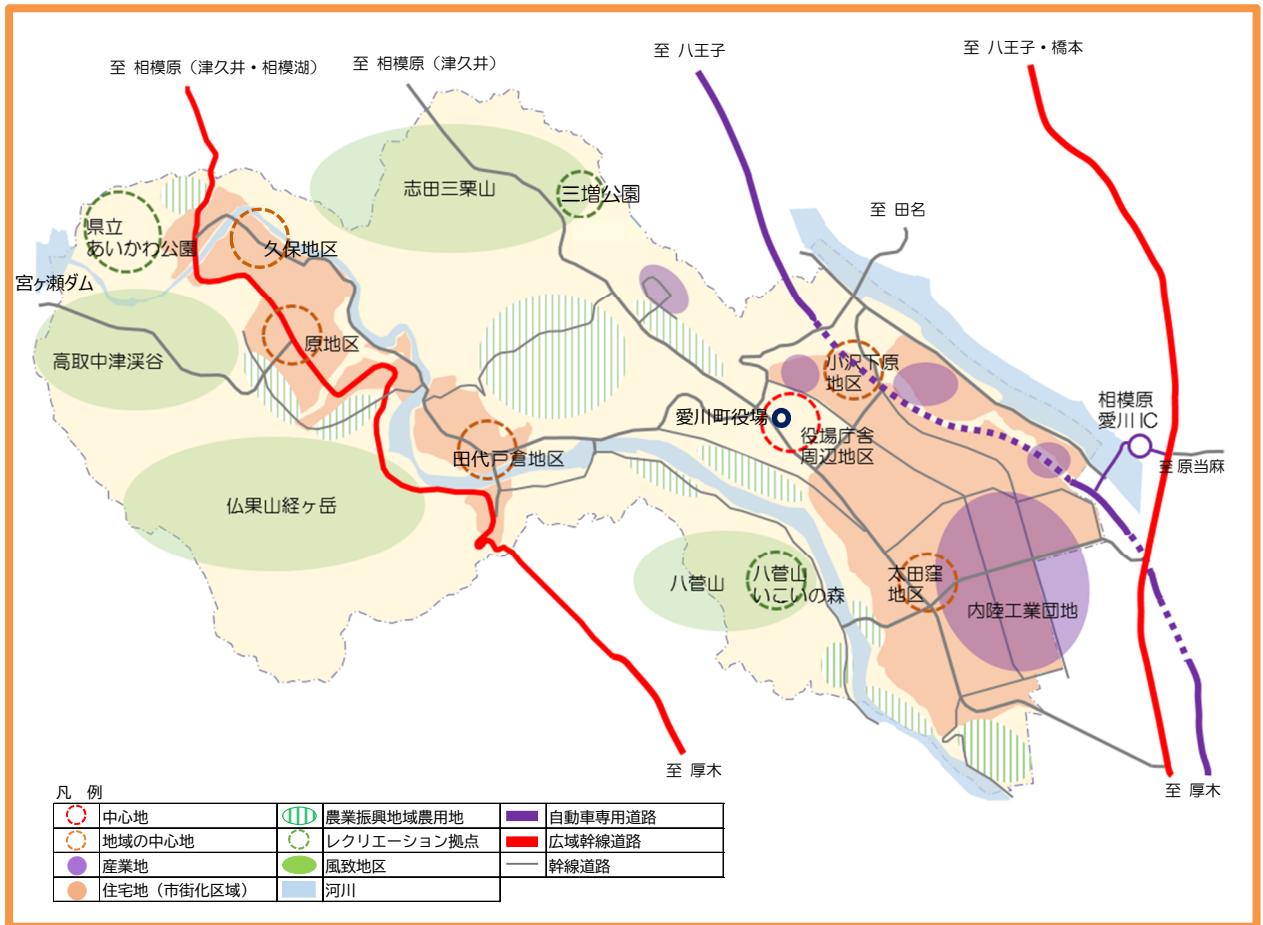
5. 自然環境

森林の保全・育成に努めるほか、風致地区・自然環境保全地域等の指定により、河岸段丘等の緑地の保全を推進し、地域景観を次世代に継承していきます。

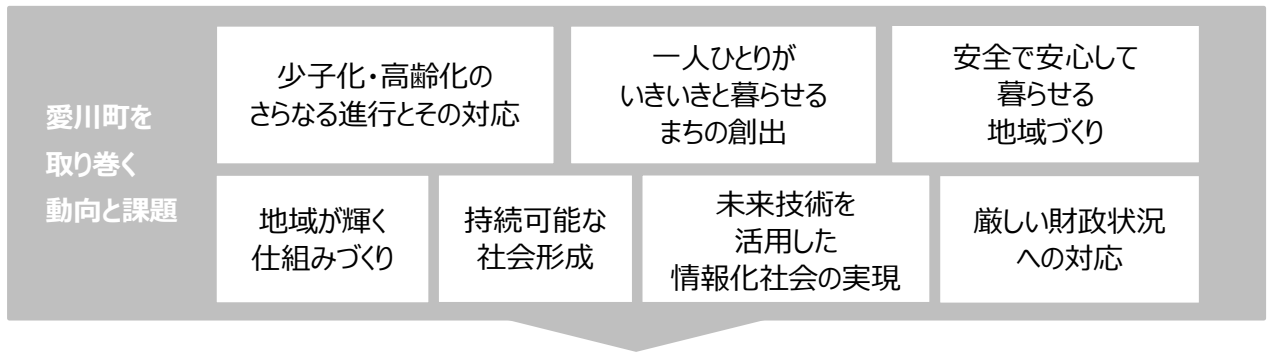
また、宮ヶ瀬湖周辺の広域レクリエーション拠点を活用した観光交流の創出を進めるとともに、身近な里山や中津川の水辺環境の有効活用を図り、憩いの場づくりに努めるなど、自然環境の積極的な活用を図ります。

※8 コンパクトな市街地形成：ある程度の人口がまとまって居住することにより、福祉・商業等の生活サービスの持続性が向上するとともに、これらのサービスに徒歩や公共交通で容易にアクセスできるようになるまちづくり。

土地利用構想図



第4章 目標実現のための施策大綱



基本目標	基本施策	SDGs ゴール	イメージ
自然と人が共生した まちづくり	1 環境 2 土地利用 3 都市機能	3 持続可能な消費と生産 4 質の高い教育をみんなに 6 安全な水とトイレを世界中に 7 再生可能エネルギー 8 働きがい、経済成長 9 産業と雇用創出 11 持続可能な都市づくり 12 つくばない、つぎはぎ 15 陸の豊かさを保ち、増進 17 パートナーシップで目標を達成しよう	みどり
安全で安心して 暮らせるまちづくり	1 防災 2 安全対策	3 持続可能な消費と生産 4 質の高い教育をみんなに 9 産業と雇用創出 10 人や国を超えてつながる 11 持続可能な都市づくり 13 気候変動に具体的な対策を 16 平和と正義 17 パートナーシップで目標を達成しよう	ゆとり
健康でゆとりと ふれあいのまちづくり	1 福祉 2 健康づくり 3 子育て	1 健康とウェルビーイング 3 持続可能な消費と生産 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を推進しよう 8 働きがい、経済成長 10 人や国を超えてつながる 16 平和と正義 17 パートナーシップで目標を達成しよう	ゆとり
豊かな人間性を育む 文化のまちづくり	1 学校教育 2 生涯学習 3 人権	1 健康とウェルビーイング 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を推進しよう 8 働きがい、経済成長 9 産業と雇用創出 10 人や国を超えてつながる 11 持続可能な都市づくり 16 平和と正義 17 パートナーシップで目標を達成しよう	ひかり
産業と交流による にぎわいのまちづくり	1 産業振興 2 観光振興 3 勤労者福祉	1 健康とウェルビーイング 2 質の高い教育をみんなに 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を推進しよう 6 安全な水とトイレを世界中に 8 働きがい、経済成長 9 産業と雇用創出 10 人や国を超えてつながる 11 持続可能な都市づくり 12 つくばない、つぎはぎ 15 陸の豊かさを保ち、増進 17 パートナーシップで目標を達成しよう	ひかり
共に創る持続可能な まちづくり	1 共創 2 行財政運営	4 質の高い教育をみんなに 8 働きがい、経済成長 9 産業と雇用創出 10 人や国を超えてつながる 11 持続可能な都市づくり 12 つくばない、つぎはぎ 16 平和と正義 17 パートナーシップで目標を達成しよう	共生

将来都市像：ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川



第5章 基本構想の実現に向けて

1. 持続可能なまちづくりの推進

基本構想に掲げる将来都市像「ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川」と6つのまちづくりの目標を実現するために、次の2つの基本方針に基づいて取組みを進めます。

SDGs に基づいた取組み

自然環境、社会、経済がそれぞれ持続可能になることを目標としたSDGsの17のゴール達成に向けて取り組むことにより、いつまでも住みやすい愛川町であり続けることを目指します。

- ◆再生可能エネルギーや廃棄物等の資源循環の推進、河川等の水環境の維持・改善等を通じて、住民の生活環境をより良いものにします。
- ◆男女共同参画社会の実現、高齢者や障がい者福祉、LGBTQ^{※9}等マイノリティ^{※10}への配慮や外国籍住民への支援等によって、誰もが自分らしく生きることのできるまちづくりを推進します。
- ◆農業や商工業等の担い手となる事業者への支援に加え、本町の魅力的な資源を活かした観光交流を促進することにより、経済的な持続可能性を高めていきます。

住民と共に創るまちづくり

住民と行政がともに連携したまちづくりに向けて、地域活性化につながる取組みを進めるとともに、外国籍住民等全ての人々がまちづくりに参加できるような体制整備に努めます。

- ◆自治会やボランティア団体等の地域の取組みを継続していくために、人材の発掘・育成、活動に関する相談への対応や情報の提供、活動に対する財政的支援等を行います。
- ◆災害時に重要となる「共助」を維持するために、自治会への加入促進をはじめ、民生委員や消防団など様々な関係者による活動の重要性を周知するとともに、財政的な支援を行います。
- ◆外国籍住民との交流を行うボランティア団体等の組織へ支援を行うことで、継続的な交流を促し外国籍住民の孤立を防ぎます。また、多言語対応や相談対応等によって包括的な支援を行います。

※9 LGBTQ：L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、Q：クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人）等、性的少数派の方を表す総称のひとつ。

※10 マイノリティ：集団内での少数派のこと。誰もが生きがいを持って暮らしていくためには、多数派だけではなく少数派も十分に尊重される必要がある。

2. 計画の評価

次の評価体制のもと、取組みを進めます。

成果志向による行政経営

本格的な人口減少社会を迎え、地方自治体の行財政を取り巻く環境がこれまで以上に厳しくなると予測されている中、頻発化・激甚化傾向にある自然災害をはじめ、新型コロナウイルス等の感染症のまん延や、紛争等世界的な影響による国内経済状況の悪化といった事態にも対応できる持続可能で弾力的な財政基盤の確立が求められています。

こうした社会経済情勢の中、限られた財源を最大限有効に活用し、基本構想に掲げる将来都市像とまちづくりの目標を達成するために、これまでの選択と集中による施策事業の優先順位の明確化やPDCA サイクル^{※11}に従った効果検証を行う必要があります。また、アウトカム^{※12}とそのエビデンス^{※13}を重視した実績評価と有効性の分析等、総合計画の進行管理の質の向上を図っていくことが重要であることから、施策や事業の成果をより正確に分析し、適切に見直していくためのEBPM^{※14}や未知の事象に柔軟に対応するOODA ループ^{※15}の考え方をを用いて対応していくこととします。

- ◆住民へのアンケート調査や各種懇談会等を通じて、住民ニーズの把握に努め、施策等の立案・実施に反映します。
- ◆多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するために、施策の選択と行政資源の集中により、効率的・効果的な行政経営を進めます。
- ◆本計画では、各種施策等について、目指すべき目標や成果に基づいた検証・評価を行い、改善につなげていくための手法である「PDCA サイクル」（次ページのイメージ参照）の仕組みを継続していくことにより、各種施策等の着実な推進を図ります。
- ◆さらに、未知の事象にも的確に対処し住民の安全・安心を守っていくために、また、新たな取組みをより素早く進めていくために、「OODA ループ」（次ページのイメージ図参照）を新たに取り入れ、新規施策の実行・達成を促進していきます。

※11 PDCA サイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

※12 アウトカム：主体的な活動によって生み出された成果。

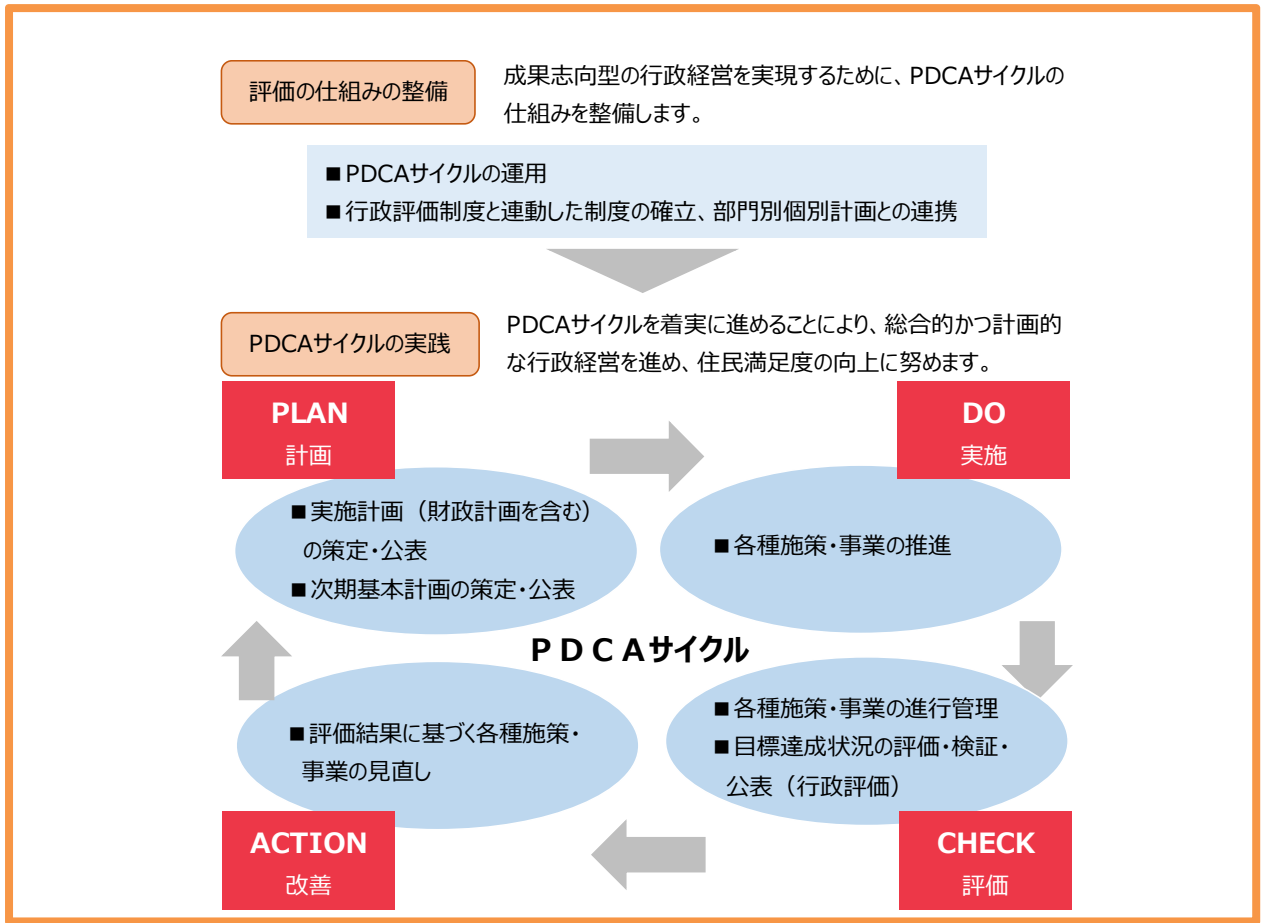
※13 エビデンス：合理的な証拠や根拠。

※14 EBPM：Evidence Based Policy Making（根拠に基づく政策立案）のことで、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

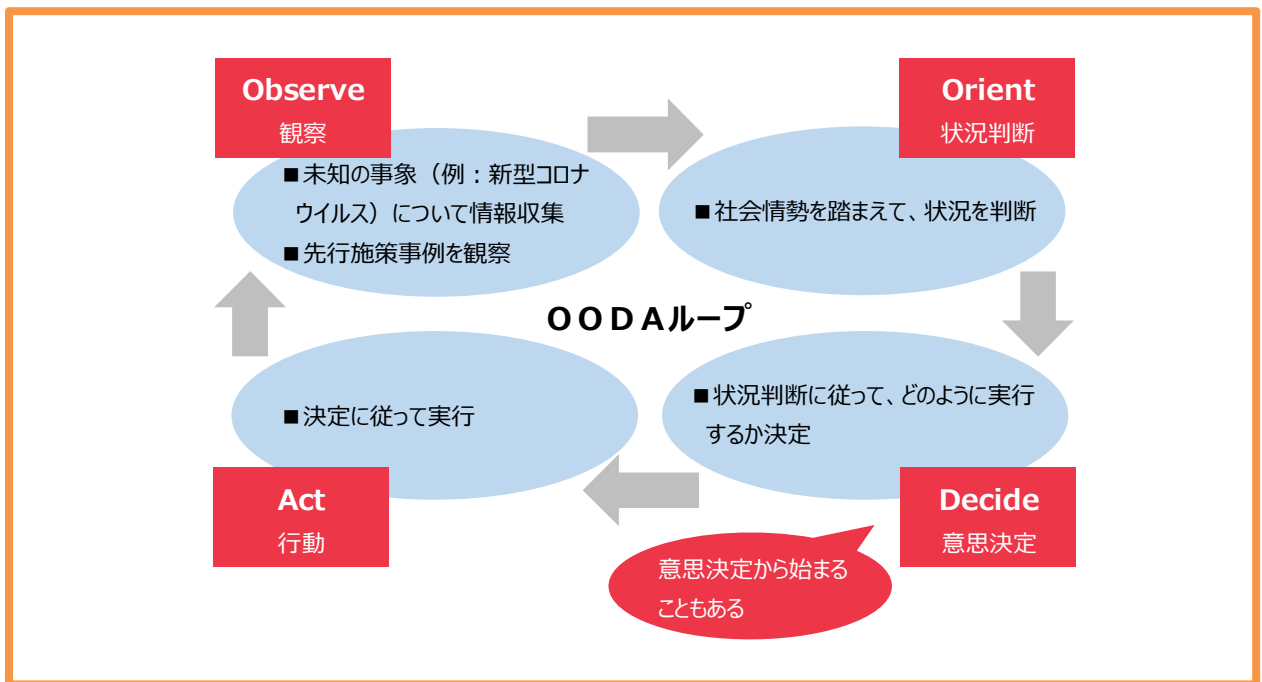
※15 OODA ループ：業務プロセスの管理手法の一つで、観察（Observe）→状況判断（Orient）→意思決定（Decide）→行動（Act）の4つの活動を並行して継続的に行っていく手法。行政でこの手法を用いる場合は、PDCA サイクルで対処できない喫緊の課題に対処するために補完的に用いられることが多い。

イメージ

PDCA サイクル実践の流れ



OODA ループ実践の流れ





前期基本計画

前期基本計画の概要

1 計画の構成と期間

第6次愛川町総合計画・前期基本計画は、基本構想の理念及び目標に即しつつ、ここ数年の社会動向や環境の変化を十分踏まえて設定した施策分野ごとに「現状と課題」、「基本方針」、「施策の展開」、「成果指標」で構成されています。

計画の期間は、2023（令和 5）年度から 2028（令和 10）年度までの6年間とします。

令和（年度）											
5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
基本構想 [12年]											
前期基本計画 [6年]						後期基本計画 [6年]					
実施計画 [3年]											
[3年]											
			[3年]								
			[2年]								
			[1年]								
						[3年]					
						[3年]					
									[3年]		
									[2年]		
									[1年]		

2 施策体系別計画の見方について

① 現状と課題

基本目標に掲げるまちづくりに向けた施策を推進するにあたり、社会経済情勢や地域を取り巻く環境、これまでの取組み等をはじめとした施策ごとの本町の現状について把握し、分析を行うとともに、将来的予測も含めた課題について記載しています。

② 図表等

施策をわかりやすく理解するために、図表等を記載しています。

③ 注釈／語句の説明

施策ごとに、専門用語の解説を記載しています。



④ 住民等の声

町民ワークショップや関係団体ヒアリングでの意見や提案等を記載しています。

⑤ 基本方針

現状と課題を踏まえて、施策を推進していく方向性について記載しています。

⑥ 施策の展開

施策を総合的に推進していくために、その構成要素となる具体的な取り組みを記載しています。

⑦ 成果指標

施策を推進していく上で、どの程度達成されているかを客観的に評価するために、最終目標（令和 10 年度）を数値設定し、記載しています。



3 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、前期基本計画の計画期間である6年間において重点的に取り組むべき施策を示すものであり、各種調査から得られた施策に対する満足度等の傾向を踏まえつつ、本町の政策課題としての重要性に鑑み定めたものです。

重点プロジェクトは、第5次愛川町総合計画に定めた4つのプロジェクトの枠組みを継承しつつ、全体の施策体系に即した内容の見直しを図るとともに、その実現に向けては、「愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとした具体的な取組みを通じて、住民ニーズ等を踏まえた施策の推進に努めます。

将来都市像



ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川

基本目標

自然と人が共生した
まちづくり

安全で安心して暮らせる
まちづくり

健康でゆとりとふれあいの
まちづくり

豊かな人間性を育む文化の
まちづくり

産業と交流によるにぎわいの
まちづくり

共に創る持続可能な
まちづくり

重点プロジェクト

“みどり”と“ゆとり”の
『安全・安心』プロジェクト

“ゆとり”と“ひかり”の
『健やか』プロジェクト

“ひかり”の
『希望』プロジェクト

“ひかり”と“共生”の
『サステナブル^{※16}』プロジェクト

※16 サステナブル：本来は「維持できる」「耐えうる」「持ちこたえられる」を意味する形容詞で、近年は、地球環境の持続可能性や人間社会の文明・経済システムの持続可能性の意味・概念として一般的に用いられるもの。

重点プロジェクト

1

“みどり”と“ゆとり”の『安全・安心』プロジェクト

概要

- 第一に、“みどり”と“ゆとり”の両面に配慮した安全・安心なまちづくりの実現を目指すプロジェクトを掲げます。
- “みどり”は本町に暮らす住民にとって、憩いと安らぎを感じるために重要な資源です。また、これからの脱炭素社会の形成を目指すための要素でもあり、『環境』を重点プロジェクトとして推進します。
- “ゆとり”は安心・安全な暮らしを確保するために重要であり、日常生活から非常時に必要な支援体制の構築まで『都市機能』『防災』『安全対策』を重点プロジェクトとして推進します。

重点プロジェクト

2

“ゆとり”と“ひかり”の『健やか』プロジェクト

概要

- 第二に、“ゆとり”と“ひかり”を重視した誰もが安心して健やかに暮らせるまちづくりの実現を目指すプロジェクトを掲げます。
- “ゆとり”は健康で安心した暮らしを送るために欠かせない要素です。“ひかり”は活気と潤いのある姿を表します。外国籍住民の多い本町にとっては、ダイバーシティ&インクルージョン^{※17}の観点からも重要であり、住民同士のふれあいを創出することにつながります。また、誰一人取り残さないというSDGsの概念も踏まえ、『健康づくり』『子育て』『人権』を重点プロジェクトとして推進します。

※17 ダイバーシティ&インクルージョン：性別、年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、それぞれの個を尊重し、多様性を認め合い、これを包摂していく考え方。

重点プロジェクト

3

“ひかり”の『希望』プロジェクト

概要

- 第三に、“ひかり”を重視した未来に希望が持てるまちづくりの実現を目指すプロジェクトを掲げます。
- “ひかり”は活気と潤いのある本町の姿を表します。将来を担う子どもたちの健やかな成長により実感される“こころ”の潤いと、地域産業の振興による“まち”と“ひと”の活気の両立を目指し、『学校教育』『産業振興』を重点プロジェクトとして推進します。

重点プロジェクト

4

“ひかり”と“共生”の『サステイナブル』プロジェクト

概要

- 第四に、“ひかり”と“共生”の両面に配慮した持続可能なまちづくりの実現を目指すプロジェクトを掲げます。
- “ひかり”は本町の元気を表します。町外からの来訪者との交流や、関係人口の増加による活性化を目指します。
- “共生”は、自分が暮らす地域はもちろん、町全体で共に助け合う姿を表します。住民の参画によって将来にわたり持続的に発展していくことを目指し、『観光振興』『共創』を重点プロジェクトとして推進します。

前期基本計画の施策体系

将来都市像	基本目標（部）	『重点プロジェクト』
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ひかり、みどり、ゆとり、共生のまち愛川</p>	<p>1 自然と人が共生したまちづくり</p> 	<p>1 “みどり”と“ゆとり”の『安全・安心』プロジェクト</p>
	<p>2 安全で安心して暮らせるまちづくり</p> 	<p>2 “ゆとり”と“ひかり”の『健やか』プロジェクト</p>
	<p>3 健康でゆとりとふれあいのまちづくり</p> 	<p>3 “ひかり”の『希望』プロジェクト</p>
	<p>4 豊かな人間性を育む文化のまちづくり</p> 	<p>4 “ひかり”と“共生”の『サステイナブル』プロジェクト</p>
	<p>5 産業と交流によるにぎわいのまちづくり</p> 	
	<p>6 共に創る持続可能なまちづくり</p> 	

基本施策（章）

施策（節）

1. 環境
2. 土地利用
3. 都市機能

1. ① 自然環境との共生 ② 生活環境の向上
③ 廃棄物対策と地球温暖化対策の推進
2. ① 地域特性に応じた都市計画の推進
② “みどり”あふれる景観の形成
3. ① 道路交通環境の整備 ② 都市施設の整備

1. 防災
2. 安全対策

1. ① 災害対策 ② 消防・救急体制の充実
2. ① 交通安全と防犯対策 ② 地域医療の充実
③ 感染症対策

1. 福祉
2. 健康づくり
3. 子育て

1. ① 高齢者福祉の充実 ② 障がい(児)者福祉の充実
③ セーフティネット形成
2. ① 健康づくりの推進
3. ① 子育て環境の充実

1. 学校教育
2. 生涯学習
3. 人権

1. ① 幼児教育の充実
② 時代に求められる学校教育の推進
③ 教育負担の軽減
2. ① 生涯学習の推進 ② 生涯スポーツの推進
③ 歴史・文化・芸術活動の推進
3. ① ダイバーシティの推進 ② 平和思想の普及

1. 産業振興
2. 観光振興
3. 勤労者福祉

1. ① 農林業の振興 ② 商工業の振興
2. ① 観光交流の促進
3. ① 雇用・労働者対策の推進

1. 共創
2. 行財政運営

1. ① 地域コミュニティの充実
② 子どもが主役となる活動と青少年健全育成の推進
③ 住民参加と情報共有の促進
2. ① 効率的な行政運営の推進
② 安定的で持続可能な財政運営
③ 多様な主体との連携

